

2021年11月11日

兵庫県知事

齋藤元彦様

日本共産党兵庫県会議員団

団長 ねりき 恵子

2022年度予算編成に対する申入書

未曾有のコロナ禍、消費税増税により国民の暮らしは困難を極めています。

一方で、大企業は、コロナ危機でも内部留保を7.1兆円も増やしました（2020年度）が、大企業の実質税負担は10%と、中小企業よりはるかに低くなっています。また株価の上昇で大株主などの富裕層は、資産を倍に増やしています。

世界62カ国が、付加価値税の減税を行っていることを踏まえ、消費税5%への減税、大企業・富裕層への課税強化を国に求めるべきです。

2022年度予算編成に向けた各省庁からの概算要求では、合計額111兆を超え過去最高を更新。新型コロナウイルス感染対策のさらなる充実が求められる中、社会保障抑制路線に固執し、軍事費は8年連続で過去最大となる予算編成となっています。

社会保障分野では、コロナ禍に対する医療・介護などへの支援は圧倒的に不十分な上、消費税を財源に病床削減をすすめるための「病床機能再編支援事業」など地域医療構想推進に857億円も計上しています。

文部科学省は、小学校での35人学級実現のために3290人の定数改善を要求していますが、少子化による教職員定数の自然減で差し引き777人の定数減となっています。

加えて、マイナンバーを強権的に普及させるために9月に発足したデジタル庁は5426億円を要求。個人情報漏洩など危険な政策と言わざるを得ません。

兵庫県においては、コロナ禍でぜい弱さが浮き彫りになったこれまでの効率優先、自己責任押しつけから県民の命と暮らしを最優先にする政策へ転換するための予算編成を行うことを強く求めるものです。

2022年度の予算編成にあたり、以下、801項目の申し入れを行います。

日本共産党兵庫県議会議員団

団長
文教常任委員会委員

ねりき 恵子

宝塚市選出

総務常任委員会委員

いそみ 恵子

西宮市選出

政務調査会会長
健康福祉常任委員会委員

きだ 結

東灘区選出

産業労働常任委員会委員

庄本 えつこ

尼崎市選出

政務調査会副会長
農政環境常任委員会委員

入江 次郎

姫路市選出

目次

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 《 企画県民部 》 | ・ ・ ・ | p 0 4 |
| 《 健康福祉部 》 | ・ ・ ・ | p 2 0 |
| 《 産業労働部 》 | ・ ・ ・ | p 3 7 |
| 《 農政環境部 》 | ・ ・ ・ | p 4 6 |
| 《 県土整備部 》 | ・ ・ ・ | p 5 8 |
| 《 企 業 庁 》 | ・ ・ ・ | p 7 1 |
| 《 病 院 局 》 | ・ ・ ・ | p 7 2 |
| 《 教育委員会 》 | ・ ・ ・ | p 7 4 |
| 《 警 察 》 | ・ ・ ・ | p 8 7 |

《 企画県民部 》

1. 21年1月22日に発効した核兵器禁止条約の批准国は、56か国となった。日本政府が条約に背を向け続けていることは、きわめて恥ずべきことである。政府がこれまでの態度を改め、すみやかに条約を署名・批准し、条約に参加することを強く要請すること。

2. 米軍や、県内の自衛隊基地などに、内閣総理大臣が指定する安全保障上の「重要施設」の周囲1kmを「特別注視区域」に指定し、住民らを監視する土地利用規制法が成立した。重要施設の「機能阻害行為」の処罰対象となる行為など全てが政府に白紙委任するものである。撤回を強く国に求めること。

3. 政府は、敵地攻撃能力保有についての議論開始を表明したが、その保有が憲法に反するのは、明らかである。断念するよう国に求めること。

4. 憲法9条を守り、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、安保関連法(戦争法)、特定秘密保護法・共謀罪の廃止を国に求めること。

5. 県経済は、10%への消費税増税とコロナ禍で深刻な消費不況に陥っている。消費税を緊急に5%に減税するよう国に求めること。また、経営困難な中小事業者には、21年度分の消費税の納税を免除すること。インボイス制度は、零細企業やフリーランスにまで納税義務を拡張、負担と格差をさらに拡大するものであり、ただちに中止すること。

6. 国は、マイナンバーと、一人につき口座の預貯金口座の紐付けの義務化、運転免許許可書との一体化などをすすめている。多くの情報を一元管理するマイナンバー制度による情報流出などが起こっていることから、実施の中止を国に求めるとともに県も行わないこと。

7. デジタル庁が設置され、デジタル関連法が制定され、行政のデジタル化が進められている。デジタル化は、「利便性」の名で、本人同意のないまま企業への個人情報提供などの「利活用」が図られ、自己情報のコントロール権、自己決定権が侵害される危険性が高い。また、システムの標準化により、自治体の独自施策が制約を受けることが懸念されている。情報格差や市民サービス提供に格差を生じさせないこと。

8. 原発問題について

(1) 頻発する地震や豪雨災害など、改めて災害による原発事故発生の危険性が高まっており、避難計画の実効性に疑問が出されている高浜原発の運転停止をはじめ、原発の再稼働を中止するよう、国と関西電力に求めること。とりわけ危険性の高い老朽化原発の再稼働は断念するよう求めること。

(2) ひとたび事故を起こせば取り返しのつかない事態を引き起こす。使用済み核燃料の処分の方法を人類はもっていない。兵庫県は、これまでの原発を含むエネルギー政策を転換し、「即時原発ゼロ」を表明し、国にも要請すること。

(3) 国の責任で放射能汚染対策、賠償を実施すること。電力各社が積み立てている使用済み核燃料の再処理に充てる積立金や、高レベル放射性廃棄物の最終処分のための積立金などを、メガバンクの貸し手責任を明らかにしたうえで、国の責任で除染や賠償、廃炉の費用に充てること。

9. 再生可能エネルギーの普及・促進について

(1) 県として気候非常事態宣言をおこない、改定作業がすすめている兵庫県地球温暖化対策推進計画で、2050年のゼロカーボン、2030年には、温室効果ガス排出60%削減(2010年比)目標とし、具体的なロードマップをしめすこと。

(2) 兵庫県として、石炭火力、原発を「ベースロード電源」と位置づけるのをやめ、脱石炭、脱原発の立場を明確にし、2030年の電力に占める再生可能エネルギー導入目標を50%に引き上げること。

(3) 温室効果ガス排出量の半分を占めている条例対象事業所のうち、大規模事業所に温室効果ガスの排出総量削減を義務付ける「協定」を結び、達せられない場合は、課徴金を課すなど、実効力あるものにする事。

(4) 広大な森林伐採を伴う環境に大きな懸念を及ぼすメガソーラーや大型風力発電計画が頻発するなか、国は、概ね100ヘクタール以上の大型メガソーラーについては環境アセスの対象に加え、県も事業区域面積5ヘクタール以上を環境影響評価条例の対象に加えるとした。また森林伐採を伴う概ね0.5ヘクタール以上の事業を対象に、工事着手前の自然環境調査、報告を求める指針を策定している。これら条例、指針などを厳格に適用するとともに、対象のさらなる拡充と、環境に問題があると判断される場合には、事業の中止を求められるよう条例整備を行うこと。

(5) 小水力発電を推進するため、先導的に、県営ダム・県管理河川などを活用し、小水力発電設備を整備すること。

(6) 県下の市町や、住民、中小事業者などが実施する自然エネルギー導入に対し、小水力発電への初期費用支援のような支援制度をつくり、幅広く活用できるよう普及すること。

(7) 国は、二酸化炭素(CO₂)を多く排出する旧式で低効率の石炭火力発電所を2030年度までに休廃止する方針を表明したが、高効率といわれる石炭火力発電所であっても、火力発電所の中では、極めて多くの二酸化炭素を排出する。よって、国に対し、石炭火力発電所の全面的廃止を強く求めるとともに、県として、県内の石炭火力発電所の全廃を段階的に行えるよう手立てをとること。また、新たに170万トン/年の二酸化炭素を排出するとされる神戸製鋼の石炭火力発電増設計画の中止を求めること。

10. 脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムについて

(1) 脱炭素化、省エネルギーと再生可能エネルギーの推進は、生活水準の悪化や耐乏生活を強いるものでも、経済の悪化や停滞をもたらすものでもない。それどころか、新しい雇用を創出し、地域経済を活性化し、新たな技術の開発など持続可能な成長の大きな可能性を持っている。しかし、日本政府はこのような考え方を対策の基本に位置づけていない。本気で2050年にCO₂排出実質ゼロをめざすなら、“コロナ前”に戻る従来型の「経済対策」ではなく、省エネ・再エネの推進を軸にしたグリーン・リカバリー（緑の復興）の経済対策へ転換すること。また、気候危機の打開は、貧困と格差の是正と一体に「公正な移行」として推進すること。

(2)電力分野では、電力消費の削減、再エネの両面での大改革を行うこと。

①再生可能エネルギー電力の優先利用原則を確立し、送電網・供給体制を整備すること。

②再エネは地域のエネルギーである。地域と住民の力に依拠した開発を行うこと。

③再エネ導入の最大の障害となっている、乱開発をなくすための規制を行うこと。

④日本の条件にあった再エネ技術の開発を進めること

(3)自治体分野では、ゼロエミッションをすすめること。

①公共施設、公共事業、自治体業務でどれだけCO₂を削減できるかなど、地方自治体自らの脱炭素化に向けた「目標と計画」と、区域内の脱炭素化の「目標と計画」という両面での「目標と計画」を策定すること。その実現のために、地元企業と独自の協定や、省エネ投資への自治体独自の支援、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置などへの助成を行うこと。

②住民参加のもとで、自治体がゾーニングを行い、地域の環境と両立した形で再生可能エネルギーが導入「できる」場所と「できない」場所を“可視化”すること。

③各自治体に、太陽光など再生可能エネルギーによる電力の利用、税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品・サービスの選択など、住民や地元企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口を、環境省、都道府県との連携を強化しながら、設置すること。

1 1. 災害対策・防災対策の強化について

(1)新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした日常生活の激変は、女性にとりわけ深刻な影響を与えている。国連女性機関は、各国政府に対し「コロナ対策が女性を取り残していないか」と問いかけ、「ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず、社会のすべての構成員に良い結果をもたらす」と強調した。災害・防災対策のあらゆる場面でジェンダーの視点を取り入れること。

(2)新型コロナウイルス感染症に対応した県の「避難所ガイドライン」を周知・徹底すること。

(3)新型コロナの影響で避難所への移動を避ける傾向が強まっている。避難勧告・指示のあり方を再考するとともに、県民の防災意識啓発に努めること。

(4) コロナ禍のもとで、在宅避難者にもプッシュ型支援で、食料・情報などが行き渡るように支援を強めること。

(5) 国の「避難所における物資等の備蓄状況調査」では、対象品目は、4項目に過ぎない。内閣府のQ&A に示された22品目について県として調査を行ない、不足分について備蓄ができるよう市町を支援すること。

(6) 災害救助法に基づいて民間の旅館・ホテル等を借り上げ、避難所を増設すること。そのための国の財政措置を求めること。

(7) 福祉避難所の充実とともに、コロナに対応する専用の避難所を確保するために国の財政支援を求め、県としても行うこと。人員体制の強化と専門職の配置を基準どおりに行うこと。

(8) 被災地でのボランティア受け入れの推進を図るためのボランティアへのPCR等検査費用を国が補助し、無料とするよう働きかけること。また、ひょうご若者被災地応援プロジェクトについても、PCR検査を実施し、その費用は無料にすること。

1 2. 災害の際、最前線で重要な役割を果たす土木事務所や健康福祉事務所等のマンパワーの充実を図ること。阪神北県民局と阪神南センターの統廃合を行わないこと。芦屋健康福祉事務所を宝塚健康福祉事務所の分室にするのではなく、存続すること。

1 3. 災害対策の観点から、公共工事を大型開発・新規事業優先から防災と老朽化対策へ抜本的に転換すること。

1 4. 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。

1 5. 想定最大規模降雨による「洪水浸水想定区域図」「高潮による浸水想定区域図」が公表されたが、自助・共助で逃げるという避難対策だけではなく、全県下の海岸・河川調査を急ぎ、結果の公表とともに、護岸のかさ上げなどの抜本的な対策

を行うこと。

16. 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、防潮堤・堤防や埋立地などの液状化被害の想定が不十分であることや、原油流出や影響予測などのコンビナート津波火災が想定されていないなどを認識し、さらに検討をすすめ、県防災計画を見直すとともに、必要な堤防補強工事も行うこと。

17. コンビナートのタンク（500kl未満を含め）等については、耐震化、護岸や地盤の液状化対策など、事業者任せにせず、県の責任で、地盤工学等の専門家の意見も聞き、地震・津波対策を強化すること。ソフト面での避難対策についても、県としてイニシアティブを発揮するなど、県民の命と安全を守る万全の計画にすること。

18. 住民参加で、浸水想定地域や土砂災害警戒区域などにある避難所の見直しをすすめ、避難誘導を含めたコミュニティー単位での「防災まちづくり計画」の策定や、防災無線の各戸受信システム等への支援を、市町とともに行うこと。

19. 土砂災害警戒区域の対策を急ぐこと。また、特別警戒区域指定を進めているが、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導を進めること。

20. 県独自の被災者への公的支援を、恒久制度として創設すること。一部損壊は、損害割合の10%要件はやめ、床下も含めすべてを対象とすること。

21. 「被災者生活再建支援法」や「災害救助法」について、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にするなど支援金増額も含めた改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場も支援対象にするよう国に求めるとともに、県としても支援制度をつくること。

22. 消防体制の強化について

消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。

23. 阪神淡路大震災被災者支援について

(1)UR借り上げ住宅で、義務教育期間中の子どもがいるなど特別な事情で、継続入居となった方について、その事由がなくなった後も継続入居の希望の有無を確認し、最大限配慮すること。

(2)県外避難している被災者にたいする親身な相談活動や相談活動を継続すること。

(3)災害援護資金貸付金については、神戸市は未返済分の返済免除を決めた。県としても、神戸市のように決断して、財政支援含め、被災市町を具体的に支援すること。

24. 地方自治をめぐる問題について

(1)関西広域連合は、国の出先機関を廃止し、丸ごと移管を強く求め、その「受け皿」となることをすすめているが、憲法で掲げた国民の権利を保障する国の責任を後退させ、小規模自治体の防災などにも大きく影響を与える危険がある。関西広域連合における国の出先機関「丸ごと移管」の受け皿づくりをやめて、国出先機関の原則廃止・「丸ごと移管」に反対すること。

(2)地方自治を壊す道州制導入に反対し、住民の福祉増進を図る地方自治体の本来の役割を果たすために、地方財源の保障を国に求めること。

(3)「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために、「規制緩和」をおこない、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる国家戦略特区に反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。

(4)地方創生推進交付金を使つての委託・補助事業は、地元の中小企業を優先すること。また、「兵庫県規制改革推進会議」については、行き過ぎた規制緩和ではなく、住民の福祉増進に資するものとする。

(5)市町への権限移譲について、県が責任をもつべきものを押し付けることはやめること。

25. 「21 世紀兵庫長期ビジョン」「2030 年の展望」「地域創生戦略」「行財政運営方針」について

(1) 新型コロナウイルス感染拡大が国民の命と健康を脅かすとともに、あらゆる社会・経済活動を大きく抑制する厳しい状況は、かつて経験したことがない苦難である。憲法 25 条の生存権など憲法の理念を生かす政治に転換することが強く求められている。また、ポストコロナ社会ひょうご会議の提言も指摘しているが、効率性のみに重きを置く、これまでの経済、社会のあり様が問われている。「21 世紀兵庫長期ビジョン」「2030 年の展望」「地域創生戦略」を根本的に見直し、「兵庫県行財政運営方針」によるこれ以上の県民サービス削減をやめること。

(2) 行財政運営方針は、人件費や社会保障を抑制する一方で「基幹道路 8 連携軸」など、従来通りの不要不急の大型公共工事を優先する方針となっている。行革を追随する行財政運営方針は中止し、県政運営を抜本的に改め、防災・減災型公共工事への転換と、行革によって削減された医療費助成制度の復活、社会保障の拡充を行うこと。

(3) コロナ禍のもとで 200 時間を超える残業が一部職員に強いられている。行革で削減された県職員数を増やし、長時間労働を是正すること。非正規職員の処遇を改善するとともに、正規職員化をすすめること。また、「会計年度任用職員」制度が導入されたが恒常的業務に正職員を配置すること。

(4) 「公契約条例」制定で、最低賃金をただちに 1000 円に引き上げ、すみやかに 1500 円をめざし、官製ワーキングプアをなくすこと。また、住民の福祉・くらし・教育にかかわる分野の公務の民間委託はやめること。

(5) 社会保障費については、国が削減した枠組みではなく、県単独の社会保障費を充実すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症パンデミックが想定されていない地域医療構想は、撤回すること。

(7) 水道事業については、経済性の追求に偏った広域化・施設統廃合でなく、多発する自然災害に備えたリスク分散を行うこと。コロナ禍のもとで、県民の暮らしを応援するために、さらなる水道料金の減免・引き下げを市町に働きかけ、財政支援を行うこと。

(8) 進捗調整地については、住民に説明することなく県有環境林活用するのではなく、

過去の事業失敗の総括や、時価評価を行い県民に明らかにすること。

(9)「公共施設等総合管理計画」については、市町や県民の意見を十分に反映し、安易な県立施設の統廃合や移譲を進めないこと。

(10)公的責任を後退させる指定管理や、個人情報の漏えいの懸念がある県民サービスの民間委託を広げないこと。

26. 県庁舎再整備については、コロナ禍を踏まえ、現計画をいったん中止し、再検討すること。

27. 県職員の定数・処遇について

(1)職員3割削減を維持するのではなく適正な職員配置を行うこと。人件費削減(教職員)ありきの財政フレームを見直し、とりわけ、コロナ禍のもとで、急がれる少人数学級実現のためにも国に定数改善を求め、教職員配置を充実すること。

(2)県職員の給与について、すべての「行革」独自カット分の回復をおこなうこと。給与削減につながる「給与制度の総合的見直し」はやらないこと。

(3)県外郭団体やそこで働く雇用者に対し、労働契約法改正に伴う無期雇用転換ルールを周知徹底し、無期雇用への転換を促すこと。

(4)職員の自殺や精神疾患の問題では、上司の責任を含めた原因究明と、職場環境の改善に努めること。

28. 知事と議長の公用車については、地球温暖化対策を考慮し、低廉な電気自動車にするなど、県民の理解が得られる公用車に見直すこと。

29. 県の税収、財政対策について

(1)大企業と富裕層への優遇・不公平税制を見直し、応分の負担を求めることを中心にすえた税財政対策を行い、緊急に消費税率5%への引き下げを国に要請すること。

(2)2023年10月に政府が導入しようとしているインボイス制度は、適格請求書が発行できない小規模事業者が、免税を受けられないなど、経営難に追い込まれる恐れがあるため、国に撤回を求めること。

(3) 税収確保の基本は、県民の所得を増やす対策をすすめることにある。行き過ぎた徴税対策は見直すこと。

(4) 自動車税種別割の障害者減免の障害区分について、減免制度を拡充すること。

(5) 税収業務の個人情報扱う業務の民間委託について、委託業者からの再委託などが繰り返されており、個人情報保護の観点からも懸念があり、委託しないことも含めて事業を見直すこと。

30. 消費者行政の強化について

(1) コロナ便乗の悪徳商法やトラブルを防ぐための対策を強化すること。

(2) 消費生活相談を生活科学総合センターに集約したが、消費生活相談員の正規雇用化、ベテランの配置など体制の強化につなげること。人員削減をしないこと。

(3) 特定商取引法にもとづく悪質業者の規制を強化すること。

31. 子どもの環境の安全・安心、青少年の健全育成について

(1) 「子どもの権利条約」の普及・啓発に全庁的にとりくむこと。

(2) 携帯・インターネットによる犯罪などにまき込まれないよう、また有害メディアから子どもを守る、教育・啓発を全児童・生徒を対象にすすめること。

32. 多様性社会づくりについて

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした日常生活の激変は、女性にとりわけ深刻な影響を与えている。国連女性機関は、各国政府に対し「コロナ対策が女性を取り残していないか」と問いかけ、「ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず、社会のすべての構成員に良い結果をもたらす」と強調した。コロナ対策等のあらゆる場面でジェンダーの視点を取り入れること。

(2) 21年3月に策定された「ひょうご男女いきいきプラン2025」(第4次県男女共同参画計画)について、男女平等の実現に向け、男女共同参画社会づくりに向け、男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる条件整備、長時間・過密労働の是正、女性の貧困をなくすためのひとり親家庭支援、DV対策等を強化すること。また、「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」(ひょうごアクション8)について、

特に本庁課長相当職以上の職に占める女性の登用率は、15%で、まだまだ低い。国連の提起通り、目標を早期30%、2030年までに50%に引き上げること。

(3) 県議会では、「LGBT/SOGIに関する差別のない社会環境整備を求める意見書」を国へ送付したところである。

①県としても、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指して、LGBT/SOGIに関する広く正しい理解の増進や、差別解消法を目的とした環境整備を進めること。

②LGBTQに関する県職員のガイドラインが策定された。県職員の研修体制をさらに強化すること。また、当事者団体・支援団体と連携したLGBTQ相談ワンストップ窓口を設置すること。

③多様な性の婚姻関係を認める社会をめざし、県のパートナーシップ条例を創設すること。

(4) 自営業や農業、漁業に携わる女性の自家労賃を認めるよう所得税法56条の廃止・見直しで、税金制度や社会保障制度の改善を国に要求すること。県下の実態を調査し、地位向上のための施策をすすめること。

(5) 「女性の活躍」を名目にした労働規制緩和や配偶者控除の廃止に反対すること。

(6) 男女共同参画センターの充実と専門的知識をもった職員を増員すること。また、施設の増設を図ること。

(7) 企業に対し、男女の賃金格差やパート労働者への差別的取り扱いの禁止、育児や介護の休業・休暇の取得の保障、復帰後の不利益扱いを行なわないよう働きかけるとともに、実効性あるものとする。

(8) 各県立病院で女性専門外来を設置し、保健所での女性専門相談窓口を開設すること。

(9) 2019年5月にハラスメント防止法が成立したが、雇用主への努力義務にとどまっており禁止規定も罰則規定もない。国連で6月に採択されたハラスメント禁止ILO条約を早期に批准し、ハラスメント防止法を実効性あるものに改正するよう国に求めること。

(10) 学校トイレ、公共施設のトイレなどに生理用品を設置すること。

3.3. 芸術文化振興について

(1) 新型コロナウイルスの影響で活動が困難な文化・芸術活動に対し「芸術文化活動機会促進動画配信事業」やイベント開催時の施設使用料 50%補助する「芸術文化公園再開緊急支援事業」等を行っているが、今後、新型コロナ感染症対策をしながらの活動が必要不可欠であり、これらの支援事業の継続を行うとともに、衛生環境の確保、情報提供、文化芸術団体への活動支援など一層の拡充を行うこと。

(2) 表現の自由の保障、行政の不介入を原則とする「文化・芸術振興基本条例」を制定し、自由な文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。

(3) 芸術団体が専門性を発揮し、持続的に発展していけるよう基盤整備を含めた助成制度の発展をはかること。幅広い団体が気軽に活用できる助成制度の確立や助成への応募が年に複数回できるようにするなど制度の改善をはかること。

(4) 現役世代や子どもたちの文化活動、NPO やサークル、鑑賞団体などの活動が発展するように、ホールや展示場所、けいこ場の利用料の低減など条件整備をすすめること。

(5) 学校での「県民芸術劇場」について、これまで公演団体などへの補助は、1 回公演のみとなっていたが、2021 年度は、コロナ対応もあり、上限額まで複数公演で補助できることになっている。コロナ後も、公演ごとの補助にすること、補助額を引き上げること。

(6) 義務教育の期間だけでなく、就学前の子どもや高校生に対する芸術鑑賞などの支援を強めること。様々な芸術鑑賞教室を視野に入れた事業の拡充をはかり、学校と芸術団体の自主的な努力を応援すること。

(7) 障害者の芸術鑑賞・創造・作品発表などの機会を増やし、支援すること。

(8) 県や神戸市等が景観形成重要建造物等に指定している建物を、耐震化などを理由に取り壊し、建替えが相次いでいる。歴史的にも貴重な建築物であり、街の景観や歴史・文化のまちづくりのためにも保存が求められる。県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。

(9) 県庁舎再整備計画とともに県民会館の建替え計画については、いったん中止し、再検討すること。

(10) 芸術文化センターの施設や附属設備の利用料について、県民の文化活動や学校などの活動に対する利用料割引制度をつくること。

(11) 教育委員会と連携し、青少年の文化活動の推進や鑑賞活動への助成を拡充すること。

(12) 尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）の練習場や資源保管庫、演劇関係の資料館など施設の拡充を図ること。また、劇団員の生活保障、活動運営費の改善・引き上げをおこなうこと。

(13) 低廉な県立ギャラリーを各地に新設すること。使用料減額をおこなうこと。

(14) 宝塚の映画文化の発掘・継承のために、フィルムコミッションや映画ライブラリーの設置など県民の活動を支援するとともに、県として積極的にとりくむこと。

(15) 歴史的・文化的に価値のある古文書、公文書などの保管・研究をすすめる施設や体制を県としてつくること。

3.4. 真の県民参加をすすめる県政へ

(1) 公文書管理条例について

公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、県民の知る権利を保障するものであることを踏まえ、

① 廃棄については、廃棄予定文書ファイルについて公文書管理委員会の意見を聞くこと。ファイルリストを公示し、県民がチェック、異議申し立てをできる仕組みにすること。

② 指定管理者、出資法人についても、県が県民に責任を持つ施設等であることから、公文書等と同等にすべきであり、管理規則を設け公表すること。

(2) 県民への県政の情報公開を大きくすすめ、重要な問題については、住民意見を反映するための公聴会等を開催し、審議会等への公募による住民参加を大幅に増やすこと。

(3) 「パブリックコメント」は、十分な期間や県民からの反対意見を反映する仕組みなど、抜本的な改善をすること。

(4) 投資事業評価については、住民に公開し、住民推薦のメンバーを入れることや、代替案の検討などで、十分な審議をつくすこと。

(5) 県政へ意見・提案を述べられる「さわやか提案箱」をホームページ上だけではなく、郵送などでも広く受け付けること。

35. 市町との関係について

(1) 市町と共同で行っている事業の補助率削減や、市町に事業や施設の押し付けを行わないこと。事務移譲にあたっては市町の意向を尊重し、財源保障をすること。市町の独自性を損なうような県職員の出向や、県幹部の天下りは行わないこと。

(2) 専門職などの人材確保などに困難がある市町にたいし、十分な議論なく、一方的に権限と仕事を押し付けることがないようにすること。

36. NPO認証団体に対して、税制上の優遇措置、公的施設の利用料減免、運営資金援助制度の拡充を行うこと。市町ボランティア活動支援事業を拡充すること。

37. 憲法と平和を守る県政へ

(1) 憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に活かすことを国に求めるとともに、憲法を根幹にした県政を推進すること。

(2) 「全国首長九条の会」の趣旨に賛同し、知事も「全国首長九条の会」に参加すること。

(3) 憲法9条を守り、戦争体験を継承し平和を願う県民の自主的な取り組みに対し、支援すること。また、戦争や被爆の経験を語り継ぐ事業や被爆者援護の活動強化をすすめること。

(4) 在日米軍基地での新型コロナウイルス感染拡大が広がった。米軍に関する検疫の取り決めが日米地位協定になく、米軍任せになっている。全国知事会等も求める日米地位協定の見直しについて、国に求めること。沖縄新基地建設問題は、民意を反映し、辺野古への移設を行わないよう国に求めること。

(5) 県民を危険にさらしている米軍機の低空飛行訓練は、直ちに中止するよう米軍と国に求めること。防災に名を借りたオスプレイ等の米軍機の配備・訓練拡大を行わないよう国に求めるとともに、県としての協力要請は行わないこと。

(6) 防災訓練への在日米軍の参加要請を行わないこと。

(7) 県として「非核平和宣言」にもとづき、県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を導入すること。県内の被爆者支援を充実するとともに、被爆の実相を伝える事業を県として行うこと。

(8) 日本の侵略戦争を認めない政府の歴史認識が、東アジアの平和と外交に重大な障害をもたらしている。旧日本軍「従軍慰安婦」問題について、2015年に合意した日韓合意では、被害者や支援者から受け入れられないとの批判が強い。日本の公式謝罪と賠償責任が果たされるよう国にもとめること。また、強制連行・労働を強いた徴用工問題、中国残留日本人問題、シベリア抑留者、治安維持法犠牲者、原爆・大空襲などの民間被災者問題など、未解決の戦後補償問題について、国の責任を明確にするよう働きかけ、被害者の立場に立った解決に向け尽力するとともに、県内の被害者に必要な支援を行なうこと。

(9) 「北東アジア地域自治体連合」(1996年設立)などの活動を重視し、北東アジア・日本海の非核化の実現、日韓関係正常化のため、県独自の「自治体外交」を具体的にを行うこと。その際、「日本の侵略戦争・植民地支配は誤りだった」との明確な姿勢にたって、アジア諸国等との友好施策をすすめること。

(10) 自衛隊が住民を監視・情報収集し、県下でも住民運動が監視リストに載せられていた問題について、県民の人権、民主主義を蹂躪する重大問題として、県として厳しく抗議するとともに、このようなことが二度とないよう申し入れること。

(11) 高校生などを対象に自衛隊入隊を勧誘する業務などには県は協力しないこと。自衛隊法97条第1項及び自衛隊法施行令120条は、義務ではなく「できる」条項であり、自衛隊入隊適齢とされる県民の名簿を自衛隊に提供しないこと。市町にも助言すること。

(12) 自衛隊の長尾山演習場は、払い下げを国に求め、県立自然公園として県民の憩える場に整備すること。

(13) 在日外国人らに対するヘイト・スピーチを規制する対策を講じること。

38. 私学助成の拡充について

(1) 国の就学支援金と県単独制度の拡充について

① コロナ禍による家計急変した世帯に対し、授業料減免措置が取られているが、私立

高校の実質無償化実現のため、国の就学支援金の所得制限を撤廃するとともに、授業料だけでなく入学金、施設整備費を含め無償化とするよう、就学支援金補助単価の引き上げを国に強く求めること。

②県の授業料軽減補助についても所得制限を撤廃し、実質無償化となるよう補助単価を引き上げ、制度を拡充すること。

③県外私立高校へ通う生徒への補助額を、県内生徒と同額に戻すこと。

④専門学校、外国人学校への授業料軽減補助を増額すること。

(2)私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県の経常費補助については、授業料軽減補助のための交付税増額分をカットすることなく拡充すること。

(3)国に給付制の奨学金制度の創設を求めること。「高校生等奨学給付金事業」は、年収270万円未満の高校生の授業料以外の教育費と対象が限られており、所得制限を引き上げるなど対象を広げること。また、県独自の給付制奨学金を創設すること。

(4)高等学校への通学費補助を創設すること。

(5)朝鮮学校への補助金削減を撤回しもとにもどすこと。

39. 県立大学について

(1)兵庫県立大学の運営にあたっては、公立大学として大学の自治と学問・研究の自由を守り、外部資金や競争的資金にたよるのではなく、交付金を減らさず、研究費を拡充し基礎研究を大切にするため、公的責務をはたすこと。

(2)新型コロナで経済的影響を受けた学生に、授業料・入学金の減免制度が拡充されたが、実質無償化を目指し、さらなる減免制度を拡充すること。独自の給付制の奨学金制度を創設すること。

40. 職業教育支援について

専門職大学を新しく設置することになったが、既存の大学、専修学校等で行われている職業教育への支援を充実させること。

《 健康福祉部 》

1. 新型コロナウイルス感染症の医療・検査・保健所体制など

変異株による感染力の増強の中、感染拡大封じ込めの抜本的な対策強化が急務である。

(1)「原則自宅療養」の方針を撤回し、全ての感染者に適切な療養環境を保障すること。入院を重症者等に限定せず、必要な入院加療を保障するため、臨時の医療施設の設置を含め、十分な入院病床を確保すること。

(2)宿泊療養施設は十分な数を確保するとともに、症状の悪化や急変に対応するため、医師をオンコールではなく常駐させ、電話での症状確認だけではなく、毎日回診すること。

(3)コロナ非対応の医療機関や高齢者施設などでの感染者は留め置きせず、入院など適切な療養環境を保障すること。

(4)感染者の絶対数を減らすことが根本的解決である。無症状感染者の発見・保護のためのPCR、抗原定量検査などを行い、感染の連鎖を止めること。特に、クラスター発生リスクが高い医療機関、介護・障害福祉施設、学校、学童保育、保育所などではブレークスルー感染も起こっていることから、ワクチン接種完了後も関係者全てへの大規模頻回検査を継続すること。防疫としての検査戦略を持つとともに、検査能力を抜本的に強化すること。

(5)デルタ型など変異株の感染力の強さが示されている中、感染者の周辺について感染の実態に合わない「濃厚接触者」や発症者に限定せず幅広くPCRなど検査を行うこと。保健所ひっ迫のもとで、疫学調査が入らず、感染者自らが濃厚接触者を特定する場合も、無症状者含めて、全ての濃厚接触者のPCR検査を自己負担なしで行うこと。医療機関、高齢者施設、障害者施設、学校、学童、保育所、会社などで一人でも感染者が確認された場合は、全関係者に検査を行うこと。

(6)感染者で、療養期間を終えた後も、在宅酸素が必要な方には、自己負担でなく公費の対象とすること。

(6)新型コロナ感染症患者を受け入れた病院では空床確保などで損失が大きい。ま

た、受け入れていない病院、診療所では感染を恐れ患者の通院・入院が激減している。地域医療を守り、今後の感染拡大に備える観点から経営危機に直面している病院、診療所への抜本的な補償を行うこと。

(7)病院はじめ介護・障害施設、保育施設などへの防護服、マスクなど個人防護具の十分な確保を国に強く要請するとともに県自らも確保すること。

(8)保健師、検査技師など職員体制を充実させ、保健所の機能強化を行うこと。現在17か所の保健所を10万人に1ヶ所、県下50ヶ所に増やすこと。芦屋健康福祉事務所は宝塚保健所の分室にせず、現在の機能を維持すること。

(9)感染症対応の病床を特に公立病院で増やすこと。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染防止策に関わって

(1)保育所、学童保育などの過密状況を解消するために施設・職員の確保を行うこと。

(2)国民健康保険の傷病手当は事業主に対しても支給されるよう制度改正すること。

(3)2021年11月末までとされたコロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金の申請・貸付期間の延長は感染収束するまでさらに延長すること

(4)医療・介護・障害施設に加えて、保険薬局、あんま・鍼灸師、保育・学童保育などの全職員も含め慰労金を支給すること。

(5)介護事業所へのコロナ対策として、通所系サービスとショートステイサービスの介護報酬について、実際に行ったサービス区分より「2区分上位」の報酬を月4回まで算定できる「臨時」措置が行われているが、利用者に負担を求めることはやめ、国が事業所に直接財政措置するよう国に求めること。

(6)介護・障害福祉施設の報酬の算定が月額ではなく日額に変わったことから、コロナ禍で大きく減収している。事業が継続できるよう減収補填すること。

(7)就労継続支援（A・B）型事業所への、財政支援を行うこと。

(8)日々変わる新型コロナウイルス感染症に関する医学的、あるいは支援制度などの情報について、障害のある方が情報を取得しやすいように、イラストや漢字にルビを振るなどわかりやすい表現の工夫などをした広報誌の発行、読み上げソフト機

能で読めるテキストファイルデータでの提供など障害に配慮した情報提供を行い、市町にも徹底するよう働きかけること。

(9) コロナ禍のもと、生理用品購入の経済的負担について、「生理の貧困」問題から、ジェンダー平等の視点で生理用品の無償化への移行が全世界で大きな課題になっている。県下市町でも生理用品の配布や公共施設のトイレへの設置などが始まっている。兵庫県としても行政による生理用品の無償配布や公共施設・学校などのトイレ個室への生理用品設置などを進めること。

3. 国民健康保険について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対する減額・免除対象の要件緩和と所得階層を拡大すること。

(2) 市町が保険料軽減のために独自に行っている法定外繰り入れなど保険料抑制策を阻害しないこと。国庫負担の抜本的な増額を国に求めるとともに、県は、高すぎる保険料を引き下げるため、法令に基づく負担だけでなく、独自の財政支援を行うこと。均等割の廃止を国に強く働きかけるとともに県独自の均等割り減免制度を創設すること。

(3) 支払い能力のない低所得者に対する保険証取り上げ、財産差し押さえは中止すること。資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。

(4) 県調整交付金の配分に収納率や保険者努力制度の実施状況による格差をつけないこと。

(5) 県調整交付金（2号）の、市町による一部負担金減免措置への補てんは維持・充実すること。

(6) 自治体独自の医療費助成に対する国庫負担金減額調整措置を未就学児以外も廃止するよう国に引き続き強力的に働きかけること。それまでの間、県から減額分全額の財政措置を行うこと。

(7) 滞納を理由にした保険証の取り上げや財産差し押さえが、悪質滞納者だけでなく支払い能力のない低所得者にも及んでいることから、資格証明書や短期保険証の

発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。

4. 後期高齢者医療制度について

(1)後期高齢者医療制度を廃止することを国に求めるとともに、それまでの間、保険料を引き下げる県独自の減免制度をつくること。窓口負担2割への引き上げに反対すること。健診費用に対する県の財政支援を行うこと。健診メニューをせめて国保並みにするとともに、20%台の検診受診率を引き上げること。

(2)口座引き落としになっていない低所得の高齢者をはじめ支払い能力のない加入者への財産差押や短期被保険者証発行はやめるよう、広域連合に求めること。

(3)保険料軽減特例見直しによる元被扶養者などの負担増の軽減をはかること。

5. 生活保護について

(1)コロナ禍で生活苦が広がっている。国会の場で「生活保護は当然の権利」と表明された。兵庫県下でもそのような対応がなされるよう、改めて周知徹底すること。

(2)申請書さえわたさない、親族への確認や人権を無視する窓口対応、来訪者を委縮させる窓口への警察OBの配置はやめること。ゆき過ぎた就労指導で保護廃止へつなげるような対応を改め、懇切丁寧な対応が行われるように、あらためて市町に徹底すること。

(3)住宅扶助・冬季加算復活など生活保護基準を引き上げや国に求めること。また、就学援助や基準額引き下げに連動した各種減免制度の実態を調査し、是正すること。現在検討中の母子加算の見直しなど、さらなる基準引き下げに反対すること。

(4)老齢加算の廃止は、「正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたり違法」との判決もでており、復活するよう国に求めること。

6. 介護保険について

(1)新型コロナウイルス感染症のもとで、特に低年金の65歳以上の世帯で保険料が

払えず滞納・差し押さえが増加している。保険料を引き下げるために国庫負担の引き上げを国に求めるとともに県単独予算を増やすこと。保険料の滞納による「利用料の10割負担」「財産差し押さえ」等のペナルティ廃止を国に求めること。

(2)要支援1、2の認定者について、「介護予防・日常生活支援総合事業」から介護給付の対象に戻すこと。

(3)要介護1～5の認定者について、訪問介護と通所介護などのサービスの保険給付外しに反対すること。

(4)特別養護老人ホームの待機者解消のため、整備費補助の単価を抜本的に引きあげること。また、地域のケアの核となる高齢者の入所・通所・在宅支援の小規模多機能施設を各地域に建設すること。

(5)介護・福祉労働者の処遇改善のための補助制度を充実させ、人材養成事業を拡充すること。

(6)介護報酬の引き上げを国に求めること。

(7)低所得者への食費等への補助である補足給付が、今年8月から資産要件の厳格化により補助対象と補助額が狭められた。捕捉給付を従前に戻すことを国に求めるとともに県独自の負担軽減策を講じること。補足給付における資産要件は廃止を国に求めること。資産調査不能の場合も入所申込を受けつけるよう、市町、事業者等に求めること。

7. 高齢者福祉について

(1)加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設するとともに国に対して制度創設を求めること。

(2)介護予防・日常生活支援総合事業について

①少なくとも必要な高齢者が「現行相当サービス」を受けられるよう、報酬に対する県の支援を行うこと。

②事業所の参入状況や、サービスの提供内容に市町間格差が生じていることから実態調査を行うこと。

(3)認知症高齢者の行方不明・身元不明の早期発見につながる実効的な「見守り SOS ネットワーク事業」など、地域の見守りの仕組みを強化すること。また、高齢者の

認知症予防のため、早期受診を促進すること。

(4)未届けの有料老人ホーム等の高齢者施設について、実態把握を行い、指導を強化すること。

(5)高齢者向けの24時間LSA配置の実施をすすめること。

8. 医療体制等について

(1)新型コロナのもとで見直しが迫られている「地域医療構想」は、病床削減の方針を抜本的に改め、新興感染症の発生時に少なくとも2次医療圏域で医療が完結するよう地域の医療資源を充実させる方向で作り直すこと。

(2)三田市民病院と済生会兵庫県病院の統合を含めた検討が始まったが、地域医療構想に基づく統廃合・再編計画の押しつけはやめること。

(3)川西協立病院と川西市民病院、市立伊丹病院と近畿中央病院の統合・再編については、その跡地に急性期も含めた入院病床を持つ病院を誘致すること。現在の地域医療構想に基づく統廃合・再編計画の押しつけはやめること。

(4)民間移譲された六甲病院について、地域医療を守るため、コロナ入院対応など従前の医療機能を維持するとして、移譲時の約束を県としても履行させること。

(5)県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本計画について、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染症対応機能の充実・強化を図るため基本計画を見直した。しかし、統合病院は病床稼働率を90%としており感染症が発生しても対応できないことが予想されるため、感染症対応の病床を平時より確保しておく必要がある。病床数については増床すること。

(6)県立こども病院を成育医療センターとして拡充すること。災害時の備蓄を含め、防災体制に万全を期すこと。

(7)県立淡路医療センターの医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる防災対策をとること。

(8)救急医療二次輪番病院への補助制度を創設するとともに、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。

(9)県立病院の独立行政法人化は行わないこと。

(10)県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。

(1 1)療養病床の介護医療院への転換を押しつけないこと。

(1 2)医師数の抜本増を国に求めるとともに、特に県内で不足している産科、小児科、麻酔科等の医師養成をはかること。へき地への県養成医師の派遣研修先の決定については、研修医の同意に基づき派遣先を決定すること。

(1 3)看護師不足への対策の強化について

①民間・公立の学校を問わず、看護師養成数を増やすこと。

②看護師養成の観点から県立病院への就職に限定しない看護師奨学金制度の創設を行うこと。

③看護職員復職支援研修助成事業を拡充すること。

(1 4)救急医療体制の充実のため、二次輪番病院への補助制度を創設するなど支援を充実し、引き続き、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。

(1 5)1次・2次医療を一元的に受け入れることのできる小児救急医療体制の整備を急ぐこと。また、ほとんど常時満床で出生数に照らしても不足しているNICUをさらに増床し、総合周産期母子医療センターを地域バランスも考慮して、さらに整備するなど、周産期医療を拡充すること。

(1 6)無料低額診療事業を実施する医療機関への財政支援を行い、県立病院でも実施をめざすこと。また、保険薬局も無料低額診療事業の対象になるよう国に働きかけるとともに、実現するまでの間、自己負担に対する県独自の助成制度を設ける

(1 7)肺炎球菌ワクチンに対しての支援強化を国に求めること。

(1 8)東京のコールセンターに委託された小児救急医療電話相談事業（#8000）について。

①症状や、受診の必要性を相談できても、受診可能な医療機関の案内がされないという声があるので、調査して、改善を図ること。相談件数・内容・結果の分析と公表を行い、課題が改善できなければ、臨床経験に富み、県内の医療資源の実情などをよく把握する人材体制で実施すること。

②受診か救急車要請かを判定する#7119とは事業内容が違うことから、#8000と#7119はそれぞれ充実させること。

9. 福祉医療について

- (1) 県の乳幼児・子ども・障害者・ひとり親家庭等医療費助成事業の所得制限を撤廃し、窓口自己負担は、無料にすること。老人医療費助成制度を復活すること。
- (2) 国による75歳以上の後期高齢者医療保険の窓口自己負担2割の実施に反対すること。実施されたら、県福祉医療費助成の対象にして負担軽減策を講じる事。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- (4) 内部障害については障害者認定2級がないため、障害者認定3級まで重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- (5) 福祉医療費助成制度において、院内処方と院外処方の医療機関にかかる場合と院外処方の医療機関にかかる場合に、自己負担に差が生じないように、保険薬局での自己負担はないようにすること。

10. DV対策の強化について

- (1) 被害者の立場にたった実効性のあるものにするため、専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制を強化すること。
- (2) 女性家庭センターの機能強化、施設の拡充を行ない、被害者と子どもに対する心理ケアと自立支援施策を推進すること。スマホ禁止など時代にそぐわないルールは改めて、被害者の気持ちを尊重した運営を行うこと。
- (3) 民間シェルターへの財政支援を抜本的に強めること。支援者や支援団体の意見をよく聞き、対策強化を図ること。
- (4) 二次被害防止のためにも、「DVは暴力であり、暴力を許さない」という社会的意識を醸成するために、県職員や関係職員への研修、また、県民への啓発事業をいっそう拡充すること。
- (5) 婦人相談所、一時保護所における待遇改善をはかるとともに、同伴児童への学習権を保障すること。

11. 性暴力被害対策の強化について

- (1) 「よりそい」の機能、医療連携を強化すること。
- (2) ワンストップ支援センターである「NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょう

ご」の運営費補助の増額など支援強化すること。相談した性暴力被害者の医療費を公費負担にすること。

(3)被害申告・相談がしやすいようにオンライン面談、メール相談事業に対する補助金の支給を行うこと。

(4)地域における性教育、学校教職員対象の予防啓発事業へ県が後援すること。

(5)県内医療機関での性暴力被害者支援研修事業を「NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご」に委託して行うこと。

12. 保育について

(1)保育園送迎バスに男児が置き去りになり、亡くなった福岡県での痛ましい事件は、保育現場の恒常的な人員不足、また認可保育園での配置基準が安全な保育のためには不十分であることを浮き彫りにした。保育士の処遇改善とともに、子ども一人当たりの保育士配置を増やす配置基準の見直しを国に働きかけ、県独自でも財政支援すること。

(2)認可保育所の増設を基本に保育の質を確保しつつ、早期に待機児童解消をはかること。潜在的な待機児童も考慮した目標と計画に見直すこと。

(3)保育士配置基準の改善を急ぐよう、国に働きかけるとともに、県として加配等への支援を行うこと。

(4)保育士配置基準の上乗せや看護師の配置、乳児室の面積基準、こども家庭センターとの連携、障害児への対応などの規定を条例に追加すること。

(5)保育士の処遇改善のための財源確保を国に求めるとともに、県としても、民間福祉施設運営支援事業の充実など、財政支援を行うこと。県内での保育士養成を強め、研修制度や再就職支援などを充実すること。

(6)「幼児教育無償化」の対象となっていない0～2歳児についても国・県の責任で無償化にすること。また無償化の対象になっている認可外保育所については、保育の質が確保されるよう当該保育園に促すと共に、行政としても支援を行うこと。

副食費も無償化すること。

(7)学童保育について

①「概ね40人」という省令基準を超え、70人以上、100人以上の登録児童を擁する

大規模な学童が多数存在することから、大規模・過密解消のため、施設整備をすすめること。

②運営費について、国に財源確保を求めるとともに、県の補助を充実すること。

③定員や職員配置、開設日数・時間など、運営基準に極端な市町間格差が生まれることのないように市町を支援すること。

④放課後児童支援員の処遇改善事業が市町で予算化されるよう支援を強めること。

⑤保育の質を担保するため、放課後児童支援員の資格と配置の基準を従うべき基準に戻すように国に対して要請するとともに、市町にも助言すること。

13. 安心して子どもを産み、育てることのできる兵庫県へ

(1)こどもの健やかな育ちを支え、子育て世代応援の重要な柱である、こどもの医療費を、義務教育を終えるまで、通院も入院も、所得制限を撤廃して完全無料化すること。

(2)特定不妊治療費助成について、所得制限をなくすこと。

(3)妊婦健診は全額公費となるよう市町へ補助を行うこと。また、出産費用を補助する制度を創設すること。

(4)風疹ワクチンを確保すること、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに対するの財政支援強化と、ワクチンのいっそうの安全性の確保、向上、風疹ワクチンの補助を国に求め、県も補助すること。

(5)産科・小児科医不足の対策強化について

①抜本的に医師数を確保するために、国に医学部の定員増を求めるとともに、産科医・小児科医の確保につとめること。

②正常なお産は、助産師が扱えるよう、院内助産所のとりにくみや助産師の研修、施設設備整備費の補助を強化し、院内助産所・助産師外来の開設を促進すること。

14. 障害者施策の充実について

(1)優生保護法による被害者支援について

①8月3日、優生保護法による被害者の国家賠償請求兵庫訴訟に関する神戸地裁判決では、原告らの損害賠償請求権は消滅したとして請求を棄却したものの、多大な

苦痛を受けた多数の被害者に適切な措置を講じること、根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するための措置などを期待するとされた。県として、「不幸な子供の生まれぬ施策」を推進してきたことへの反省と謝罪を表明し、県としても被害者への支援を行うこと。

②兵庫県での強制不妊手術の記録 330 人（名前が特定できた 65 人中、居所が分かり個別通知できたのは 1 人）中、救済法の一時金の請求があった 20 人（うち他府県経由 3 件）は支給されたが、その他の被害者の特定に引き続き努力すること。

(2) 県立障害児者リハビリテーションセンターは、重度心身障害児者の療育リハビリが適切に行えるよう医師、PT、OT など専門職の確保・養成を急ぐこと。

(3) 障害者雇用をひろげるために職場での理解を広げる研修を重視すること。

(4) 障害年金の打ち切りについて県内の実情を把握し、必要な対策を講じること。

(5) 障害者差別解消条例制定を検討し、県内の行政機関はもとより事業者に対しても合理的配慮の提供について徹底すること。

(6) 「障害者総合支援法」にもとづく応益負担の完全廃止を求めること

(7) 65 才以上の高齢者及び特定疾病者が、画一的に介護保険利用を強要されることなく障害サービスを必要に応じて利用できるよう、国の通知に基づき、一律の基準を設けている市町に是正を求めること。

(8) 相談支援事業、障害サービス提供の事業者参入がすすむよう、報酬引き上げを国に求めるとともに、県の支援を強化すること。

(9) 地域生活支援事業について

①市町間でのサービス内容や利用料負担の格差をなくすよう指導を強め、兵庫県として財政支援を行うとともに、国の予算を増やすよう求めること。

②盲ろう者の社会参加には、通訳・介助員が不可欠である。利用制限は、自立・社会参加を阻害するものである。通訳・介助員の派遣事業を抜本的に拡充し、必要な場所、時に派遣できるようにすること。

③通勤・通学時、入院時、緊急時にもホームヘルパー・ガイドヘルパーが利用できるようにすること。

(10) 遅れているグループホーム整備を急ぎ、整備費補助を引き上げること。

(11) 法内施設に移行できない小規模作業所への県独自補助をひきつづき行うこ

と。就労支援施設の運営実態について調査を行い、支援を強化すること。利用料の無料化をはかること。

(12) ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。

(13) 兵庫県障害児者リハビリテーションセンターで重度心身障害児者の療育リハビリが適切に行えるよう医師、PT、OT など専門職の確保・養成を急ぎ、受け入れを増やすこと。

(14) 医療ケアが必要な重症心身障害児のショートステイなどの一時預かりについて、老人保健施設、特別養護老人ホームなどで受け入れるのではなく、安心して預けることのできる施設を拡げること。

(15) 自立支援医療における低所得者の患者負担を障害サービス等と同様に無料とすること。

(16) ひょうご盲ろう者支援センターの周知・充実をはかり、盲ろう者の社会参加を進めること。

(17) ひょうごスマイル条例が施行されたが、手話を言語として位置付ける「手話言語条例」の制定を独自にすすめること。

(18) 聴覚障害者の自立と社会参加をすすめる上で、手話通訳を養成するなど支援体制を整備すること。手話通訳者の身分保障をすること。

(19) 聴覚障害者情報支援センターは、手話通訳者の派遣や養成、相談など聴覚障害者の自立と社会参加を支える重要な役割を担っており、運営費の増額とともに体制強化をはかること。

(20) 精神障害者相談員制度を法制化し、家族に対する支援策を講じるよう国に求めること。県としても保健師などによる相談体制を強化すること。

(21) 精神障害者も身体・知的障害者と同様に公共交通機関の割引制度の適用対象となるよう交通事業者に働きかけること

(22) すべての透析患者が障害等級1級に認定されるよう、引き続き国に求めるとともに、県独自でも透析基準が1級に認定されるよう社会福祉審議会に積極的に諮問すること。

(23)障害サービスを担う職員の処遇改善のための県の財政支援を行うこと。

15. 難病患者への支援強化について

(1)医療費について、県独自に負担軽減をはかること。低所得の人工呼吸器装着者の負担を無料化すること。

(2)障害者手帳を保持していない難病患者も障害福祉サービスの利用が可能である旨、通知を郵送するなど周知徹底すること。

(3) 特定医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し、負担を軽減すること。

(4)障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度の周知を徹底するとともに、支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。

(5) 2015年に新たに指定難病医療費助成制度が施行され、「重症度基準」にもとづく選別が行われるようになり、「軽症」と認定された多くの患者が医療費助成対象外とされた。「軽症」患者に対しても同助成の対象とするよう国に求め、県としても独自支援制度を創設すること

16. タバコ対策について

(1) 受動喫煙防止条例の規制を強化し、マンションなどの共有部分やベランダは、受動喫煙をなくしていくこと。県民への啓発をすすめながら、タバコ対策を総合的にすすめること。また、小・中、高校生に対する防煙教育を強化すること。企業検診と連携し、禁煙勧奨や経済的支援など禁煙支援を行うこと。

(2)入院中にも禁煙指導が行えるように診療報酬の改定を国に働きかけること。

(3)日本たばこ産業株式会社(JT)から自治体への寄付は、「見舞金」「医療支援」など「地域貢献活動」の一環として行われるものであっても、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」(タバコ規制枠組条約)5条3項のガイドラインでは「締約国は、…公共セクターの政治等のいかなる部門に対してもタバコ産業…から献金を受け取ることを許可してはならない」としている。また同13条は「寄付行為はタバコ製品と使用を直接的、間接的に促進・奨励する目的効果をもたらすおそれがある」としている。

る」として「禁止されるべき」と規定している。JTからの寄付は辞退すること。

17. 年金制度の拡充について

- (1)年金のこれ以上の引き下げをやめて、引き上げを国に強く求めること。
- (2)物価スライドによる年金支給額の切り下げを中止すること。
- (3)年金の受給資格期間が10年に短縮されたことについて、国と連携しながら漏れのないよう県民に周知徹底すること。無年金者を救済するため、支給の要件緩和とともに最低保障年金制度の創設を国に求めること。
- (4)毎月給付を国に求めること。

18. 疾病対策の強化について

- (1)がん・肝硬変治療も含めて、すべてのB型・C型肝炎患者に医療費と補償金が支払われる改正を国に求めること。また県として肝炎治療費補助などの支援を行うこと。
- (2)生涯でがんに罹患するのは、男性・女性とも2人に1人の割合となっており、早期発見、早期治療が肝要である。がん健診の受診を推進すること。特に、新型コロナウイルス感染拡大のもとで、健診や受診控えが起きていることから、啓発を強めること。
- (3)腎臓病および糖尿病性腎症の予防対策と、腎不全・透析治療に至らないための啓発、予防活動をすすめること。また、県立病院での透析治療について、日本透析医学会の認定医など、専門医を配置し、スタッフの確保をはじめ、体制整備をすること。
- (4)結核対策を充実させるため、福祉施設等の結核罹患者の報告を徹底させ、利用者および職員の検診・治療等が迅速かつ適切に行われるよう、体制とシステムを整えること。
- (5)脳脊髄液減少症について
 - ①交通事故後の後遺症で苦しむ患者、外傷による脳脊髄液漏れ患者の実態調査を実施するとともに、患者に対する相談、援助の体制を拡充すること。
 - ②脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、ブラッドパッチ療法を

含め、「むち打ち症」の治療法の早期確立を国に求めること。

19. 石綿（アスベスト）被害対策について

(1) 阪神・淡路大震災時に復興関連の仕事に従事した方の中で、少なくとも6人がアスベスト被曝が原因と認められ、労働災害・公務災害認定されている。

アスベスト被曝から中皮腫などの関連疾患の発症までの潜伏期間は10数年～50年と言われていることから、震災時のアスベスト飛散と健康被害の関連の研究を行うこと。震災後のがれき処理などに携わった労働者、震災当時、被災地に居住歴のある方への広報、健康管理手帳制度について周知徹底をおこない、継続的な健康調査、石綿関連疾患を発症した方の追跡調査などを市町と連携して、行うこと。

(2) 2006年につくられた石綿健康被害救済法は、国の責任を認めた賠償制度ではなく、責任をあいまいにした「救済」法で、死亡時の支給額は、葬儀料込みで300万円足らずの低水準であり、認定基準が厳しいなどの問題点を抱えている。国と企業が責任を認め、認定基準を緩和し、すべての被害者、家族に、より充実した補償と救済を迅速に行えるよう救済法の抜本的改定を行うよう国に強く求めること。

(3) クボタショックの被害者・犠牲者については、クボタが独自制度をつくり「救済金」が支払われているが、加害責任をあいまいにし、被害者全員に支給されるものになっていない。クボタに対して、加害責任を明確にさせ、被害者全員に、十分な補償をおこなうことを求めること。

(4) アスベスト関連企業に対し、そこに働いている労働者に健康管理手帳の制度について周知徹底させるとともに、すみやかに申請できるよう、県として支援すること。

(5) アスベストの潜伏期間が長いとされ今後、被害のピークを迎えると予測されることから、相談体制を強化し、関係機関と連携して、早期診断、治療、被害補償につなげるようにすること。

20. ホームレス支援にについて

(1) 失業などで住居を失った人への総合支援窓口をつくること。

(2) 一時保護施設等の確保・拡充へ支援を行うこと。

- (3) 支援団体等を通じて、無料低額診療制度を周知すること。
- (4) 宿泊所において、生活保護費をピンハネするなど、悪質な「貧困ビジネス」の実態を調査し、対策を行うこと。
- (5) 新型コロナワクチン接種を希望する方には、接種券がなくても柔軟に対応するよう市町に徹底すること。

2 1. 災害援護資金貸付金について、神戸市は未返済分の返済免除を決めた。県としても、神戸市のように決断して、財政支援含め、被災市町を具体的に支援すること。

2 2. 被爆者対策について

- (1) 原爆認定訴訟の判決の結果に則し、国に新認定基準をさらに見直し、原爆認定されていない被爆者の認定を行うよう求めるとともに、県として支援事業を実施すること。
- (2) 県が行う「被爆者健康手帳」申請受付は、認定がスムーズに行えるように、ただちに改善を図ること。
- (3) 引き続き相談活動の充実、療養施設の拡充と利用割引制度の充実をすること。
- (4) 被爆者への謝罪、国家補償の明記、遺族弔慰金の支給、全被爆者への年金支給など被爆者援護法の抜本改正を国に要求すること。
- (5) 相談窓口の体制を強化すること。
- (6) 被爆者二世健康診断について、健診項目の拡充をはかること。

2 3. 児童虐待防止のために

- (1) 県の子ども家庭センターの児童福祉司・児童心理司など専門職の増員を行い、市町への支援、連携を強めること。
- (2) 中核市のセンターに専門職員の研修や確保などを支援すること。
- (3) 一時保護所について、各地のこどもセンターに一時保護所を設置できるよう拡充すること。こどもの居場所にふさわしい基準を県としてつくること。
- (4) 児童養護施設の未就学児の施設入所原則停止を機械的に行わないこと。

(5)民間の児童養護施設への支援を強化すること。

24. 自殺対策の強化のために、部局横断的に総合的な対策を講じ、県の相談体制の拡充を図るとともに、患者・家族団体との連携を強め、より有効な防止策を構築すること。

25. 飲料水の安全と安定供給に関わる水道事業の民営化・広域化を進めないこと

26. 食品の安全性を確保するために

(1)放射能汚染に対する不安に応えるため県内産だけでなく流通しているものもできるだけ多く検査し、結果を公表し、県民の不安を取り除く努力をすること。

(2)製造日表示の復活や、すべての加工食品の栄養成分・原材料の産地国表示など、食品衛生法の改正を国に求めること。

(3)遺伝子組み換え食品の表示の徹底を図るよう国に求めること。

(4)機能性表示食品は、届け出受理で販売可能となる。安全性を保証できるよう国に求めること。

(5)食品衛生監視員の専任化と増員をはかり、企業まかせにせず、HACCPへの指導、監視にもあたること。

27. 全国的にも厳しい民泊規制条例があるが、旅館業法の許可がないままの「違法民泊」が依然として県内にも存在し、深夜の騒音など近隣トラブルなどを引き起こしている。厳しく監視するとともに違法民泊を許さない実効性ある施策を講じること。

28. 人権啓発施策について

(1)「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」は、不公正な同和事業を温存せず、憲法の「基本的人権」と「人間の尊厳」を、県民の自主性を尊重しつつ学んでいく真の「人権教育・啓発」に改めること。

(2)「部落差別の解消の推進に関する法律」は、今日的な部落問題の解決に逆行

し、「解消」どころか「固定化」させるものであり、廃止を求めること。啓発リーフの配布はやめること。「法律」にもとづく新たな差別を生むことになる実態調査は行わないこと。

(3) 民族差別をあおるヘイトスピーチは人権問題であり、道路占用許可を出さないなど、毅然と対応すること。

(4) L G B T Qを県の人権基本計画に位置づけ、人権問題として庁内はじめ、職場、学校、地域のあらゆるところで理解が進むよう啓発を行うこと。また、L G B T Qの方が当事者団体、支援団体につながるができるよう相談窓口をつくり周知徹底を図ること。

《 産業労働部 》

1. コロナ禍における経済・雇用対策について、以下国へ要望し、県としてもさらなる支援を求める。

(1) 消費税について

① 消費税増税で大きなダメージを受けているところに、新型コロナ危機が襲った。世界は62か国・地域で付加価値税の減税に踏み切っている。国民の暮らし、中小業者の営業を守るためにも消費税率を緊急に5%に引き下げることがを国に求めること。

② 2023年10月に政府が導入しようとしているインボイス制度は、適格請求書を発行できない小規模事業者が免税を受けられないため、経営難に追い込む恐れがあり、国に撤回を求めること。

(2) 昨年はコロナ特例で消費税納付を1年間猶予されたが、政府がこの制度を延長せず打ち切ったため、多くの事業主が今年2年分の納付を迫られた。消費税の免除・減税を国に求めること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、緊急措置として、速やかに支給できるようにすること。雇用保険未加入の登録型派遣やフリーランス・学生・

アルバイトで働く人たちに休業補償を確実に行うこと。危機の収束まで継続すること。

(4)持続化給付金の再支給を強力に国に求めること。非課税とし、売上50%減などの要件を大幅に緩和すること。

(5)家賃支援給付金についても再支給を強力に国に求めること。給付金は非課税とすること。

(6)持続化給付金の不正受給事件を理由に、一時支援金の申請に対し異常なほど厳格な審査が行われ「不備ループ」問題が起こっている。国に対し迅速な改善を求めること。

(7)雇用調整助成金は、事業者の前払い制を見直すなど申請手続きを思い切って簡素なものとし、「事前審査」から「事後チェック」に切り替える抜本的措置をとること。「コロナ特例」（上限を月額33万円、中小企業への助成を10分の10にするなど）は、危機が収束するまで継続すること。

(8)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）について

①飲食店等に対する営業時間短縮等協力金の対象の拡充、増額を国に求めること。

②コロナ禍において協力要請に応じている飲食業者への協力金支給は営業を守るうえで確実に施行されなければならない。しかし、支給される条件でありながら書類不備とされ受付されない事例が多々起きている。県は飲食業者の経営を守る立場に立ち切り、柔軟で迅速な対応、支給をすること。

③国が今期のまん延防止等重点措置、緊急事態宣言において協力金の早期給付（前払い）を申請できることとした。県も同等の措置をとることになったが、前期の申請受付が遅れることが懸念される。矛盾が生じないように努めること。また、県独自で協力金の対象にならない業者への休業補償制度などの支援制度をつくり、雇用の継続と賃金を守ること。

④警察OBが協力金申請の窓口対応に配置され、「警察OB」と名乗り、威圧感を与えているという苦情が多く寄せられている。警察OBは窓口対応をしないこと。

(9)月次支援金の増額、申請要件の緩和を国に求めること。

(10)酒類販売事業者に対する月次支援金について、県独自で申請要件緩和、上乘せを行っているように、酒類販売事業者に限ることなく他の事業者にも拡大すること。

- (1 1) 政府が「リストラ・雇い止め防止宣言」を行い、リストラ・解雇、「雇い止め」を止める政治に転換することを求める。派遣法の抜本改正やヨーロッパのような解雇規制法を制定するなど、雇用を守る労働法制の確立が必要だが、それを待たずとも、あらゆる行政手段、政治的なアピールを通じて、解雇・「雇い止め」を抑止すること。
- (1 2) 違法・脱法の「退職勧奨」や家族的責任や個人の生活を無視した広域配転などリストラのための人権侵害を厳しく監視すること。
- (1 3) 地域や業種別の実情などもふまえた支援ができるように、「地域事業継続給付金」制度を創設し、国がそのための「交付金」を地方に支給すること。
- (1 4) 県の雇用創出事業では1,200人規模の対策に留まっている。少なくとも雇用創出事業だけで、2,000人以上に引き上げること。

2. 脱炭素を重視した産業政策について

産業分のCO₂排出は電力に次いで大きく、全体の25%を占めている。省エネと脱炭素の社会的責任を果たす規制と支援を行うことが必要である。

- (1) CO₂削減目標を業界・企業の「自主目標」まかせでなく、国との「協定」にすることを国に求めること。
- (2) 中小企業の「省エネ投資」を支援すること。
- (3) 地域の特性や資源を活用した地産地消のエネルギー対策を中心とした、持続可能な新しい地域振興策をすすめること。そのため、中小企業が主体となる再生可能エネルギー発電施設設置への支援策を創設するなど、予算を大幅に増額すること。

3. 中小企業・小規模事業者支援について

- (1) 「中小企業の振興に関する条例」・「第Ⅱ期小規模企業振興計画」にもとづき中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、地域経済の好循環をつくりだすこと。
- (2) 雇用の約8割を占め、本県経済を支えている中小企業の振興を図るため、「中小企業振興条例」にもとづいて、中小企業・小規模事業者への予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。
- (3) 「中小企業振興条例」にもとづく計画策定にあたっては、市町と協力し、中小企業の悉皆調査を行うこと。また、中小企業者、関係団体が幅広く参画した「振興会議」

を常設すること。

(4)小規模事業者のための県独自の小規模企業持続化補助金、設備投資助成金を創ること。

(5)地元の中小建設業の仕事おこしと地域経済の活性化につながる「住宅リフォーム助成制度」「店舗リフォーム助成制度」を創設すること。「ひょうごすまいの耐震化促進事業」「人生80年いきいき住宅助成事業」の要件を大幅に緩和し補助額も増額すること。

(6)県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、小規模工事契約登録制度を確立し、県内中小企業への発注を増やすこと。

(7)著しく不利な条件を押し付けられてきた大企業との取引や、インターネット取引での中小企業の取引環境の大幅な改善を図るよう国に求めること。

(8)中小企業・個人事業所に対して、技能向上、技能継承など訓練への支援の拡充、試験研究機関なども気軽に活用できるようにし、ものづくり産業の振興を図ること。

(9)中小企業・小規模企業事業者に後継ぎがないなどにより、その技術、技能が失われる事態にある。県として事業承継補助制度を拡充すること。

(10)中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている県立工業技術センターの産業技術職の定員が、約半数の50人に減らされている。中小企業のニーズにこたえ同センターの技術を継承、発展させていくために、必要な増員を行い、中小企業の技術革新を強化すること。

4. 基盤技術の担い手である町工場への支援を強めること。

(1)単価・工賃水準の実態調査を行い、家賃や機械リース、雇用維持への支援を強め、廃業の歯止めをかけること。

(2)新たな事業展開や新分野進出を支援すること。

(3)温暖化・省エネ対策への支援を行うこと。

5.「兵庫型奨学金返済支援制度」をさらに活用しやすいものにするために、県の負担金額を倍にすること。本人と中小企業の負担を軽減すること。

6. 自然災害被災中小企業支援について

(1)被災した店舗・工場の再建は地域経済の復興に欠かせないものであることから支援対象にしないとするとこれまでの県の対応を根本から改め、公的支援の対象にするよう国に求めること。また県としても、被災店舗・工場への家賃補助、設備投資補助等の独自支援制度をつくること。

(2)「グループ補助金」の制度を積極的に活用し、希望したグループ全体にゆきわたるよう、柔軟に対応すること。

(3)商店街に限られている店舗リフォーム制度を被災店舗にも利用できるようにすること。

(4)阪神・淡路大震災時の「緊急災害復旧資金」については、当初返済期限の2020年から2025年へと5年間延長された。返済期限の延長ではなく、債務返済を免除すること。その間、実態に即した返済凍結・債務免除等、特別対策をとること。やむなく、代位弁済となった方に対し、安易な競売、債権回収会社への債権譲渡などを行わないよう、信用保証協会を指導すること。

(5)中小企業庁がおこなっている「自治体連携型持続化補助金」を県として制度化し、中小企業・小規模事業者を支援すること。

7. 商店街の振興について

(1)商店街に限られている店舗リフォーム(エアコン設置などの環境改善も含む)は、既存の制度の拡充とともに、商店街以外の店舗にも使えるようにすること。

(2)商店街活性化のため、子育てホットステーションだけでなくこどもや若者、高齢者の居場所づくりを空き店舗を活用して行うなど、住民が楽しみながら買い物ができる商店街づくりに支援を行うこと。

(3)商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やすこと。「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みへの支援を抜本的に強化すること。

(4)地域の中小商工業や商店街に大きな打撃を与える、身勝手な大型店の出退店を規制する県の規則をつくること。

(5)福祉や環境、まちづくりと商店街・市場対策を結合した地域振興対策をすすめる

こと。そのため、公募による業者団体代表、経営診断士、学識経験者、行政担当者で構成する「市場・商店街振興審議会」（仮称）を設置すること。

8. 金融・融資について

(1) 中小企業信用保険法等改正で、業況が悪化している業種に100%の保証を行う制度のセーフティネット保証5号にも80%の部分保証が導入されたことにより、利用する中小業者に対する貸し渋り、追加融資等が厳しくなるなどの影響が懸念される。すべての業種に対応し、100%保障に戻すこと。参議院付帯決議にもとづいて、資金繰りに影響が生じないよう万全を期すよう国と金融機関に求めること。

(2) 無担保無保証人融資などの小規模事業融資への利子補給、信用保証料の県独自の補助を行うこと。また、条件変更における保証料負担を緩和させる措置を講じること。

(3) 県として、信用保証付きの自治体制度融資がまとめられるよう、借換貸付の内容を充実、改善させること。

(4) 「責任共有制度」で、県独自の直接損失補償施策を早急に実現すること。制度融資が使いにくい状況で、あまりにも執行率が低い。県の制度融資の取り扱いを金融機関まかせにせず、県民局・県民センターで受付けること。

(5) 緊急中小企業対策として、県独自の小口（50万円限度）直貸し制度を創設すること。

(6) 商工ローンやサラ金、ヤミ金、年金担保融資など不法行為、違法行為を警察と連携し厳重に取り締まるとともに、生活福祉資金融資制度の改善など被害者の生活再建になるよう救済をはかること。

9. 自営業の家族従事者として働く女性の実態調査を行い、地位向上の対策を講じること。自家労賃を認め所得税法56条の撤廃を国に求めること。

10. 皮革排水処理を事業者負担からはずし、公共下水道事業に組入れた国と県の責任は重大である。原因者負担を基本としつつも、皮革関連業界の経営環境は大変厳しく、たつの市や姫路市等、自治体からの繰り出しが財政を圧迫している。県の助成をさらに増額し、国へは皮革配水処理経費に対する助成制度の創設を引き続き要請する

こと。

1 1. 労働・雇用対策について

(1) 男女賃金格差をなくすことなど、働く場でのジェンダー平等を進めるために

① 企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定・公表を義務付けること。その是正計画が実行されるように指導・監督を行うことを国に求めること。

② 国として、男女賃金格差の実態を把握、分析し、是正の行動計画を策定するよう国に求めること。

③ 女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働の賃金を引き上げること。労働条件の改善、配置、基準の見直し、雇用の正規化、長時間労働の是正を国の責任で行うよう求めること。

④ 労働基準法をはじめとする関係法令に、間接差別の禁止、同一価値労働同一賃金の原則を明記し、差別の是正を労働行政が指導できるよう国に求めること。

(2) 最賃引き上げについて

① 最賃引き上げが日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、すみやかに1500円に引き上げ、全国一律の制度とするよう国に求めること。

② 中小企業の最賃引き上げのためには、直接支援が必要である。中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免するなど、抜本的な支援策拡充のために、支援予算の増額を国に求めること。また、県として独自の支援策を講じること。

(3) 国の「働き方改革一括法」は、過労死水準の残業を合法化し、高度プロフェSSIONAL制度「残業代ゼロ制度」の導入により、長時間労働を固定化し、悪化させるものである。廃止を国に求めること。

(4) 残業上限規制に例外を設けず、「週15時間、月45時間、年360時間」とする大臣告示の法定化とともに、勤務から次の勤務までの間に連続11時間の休憩時間を設けること、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化を国に求めること。

(5) 県契約からワーキングプアをなくし、公共工事、公共サービスの質を将来にわたり、確保するために、賃金条項を入れた公契約条例を制定すること。また、「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」の目的を果たすために、労働者の賃金

実態調査を行うこと。

(6) 不当解雇などが自由にできないよう、解雇規制法の制定を国に働きかけるとともに、県においても企業に働きかけること。

(7) 労働者派遣法を製造業への派遣禁止など抜本改正し、有期雇用を規制強化し、非正規雇用を正社員化するよう国に働きかけること。

(8) 中小企業の正社員化をすすめるキャリアアップ助成金の周知とともに、県独自で上乗せをし、推進を図ること。正社員転換の県目標を持つこと。

(9) 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにするいわゆる「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶に向けて、引き続き労働局と連携し取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用の義務を労働者や学生に知らせる広報・啓蒙活動を強化すること。長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用を増やすよう県下の経済団体、企業に働きかけること。

(10) 「若者しごと倶楽部」で、カウンセラーなど相談員が安定して働けるよう体制の強化を図ること。利用者に対し、憲法で保障された労働者の権利や雇用の義務を知らせる広報・啓蒙活動をさらに強化すること。

(11) 中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中小企業に対し、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面でのさらなる支援策など、具体的な支援策を実施すること。

(12) 過労死防止法にもとづき、啓発や相談体制の整備、民間団体が行う過労死防止に関する相談活動の支援策を講じること。

(13) 学生の就職活動の早期化・長期化・過熱化をさせないルールづくりを行うよう国に求めること。

(14) 2019年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された。

本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったが、ハラスメント行為の禁止規定を見送ったことは重大である。よって以下の修正を国に求めること。

①ハラスメント全般（第三者からの行為を含む）の禁止規定を盛りこむこと。

②被害にあった労働者の申し立てを受け迅速に調査・救済する独立した第三者機関を設置すること。

(15) 2018年4月から改定労働契約法による無期転換が導入された。5年を前にした「雇い止め」をやめさせるよう国に求めるとともに、県内の企業に対し無期転換ルールを守る指導を徹底すること。

(16) 離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任を持って行い、正規雇用につながる実効あるものにする。

(17) 「離職者生活安定資金融資制度」を、再就職まで返済を据え置くなど、利用しやすい制度に引き続き改善すること。

(18) 障害者雇用を促進するため、法定雇用率を守るよう企業に指導すること。未達成企業名を公表するとともに、県の障害者雇用率向上の対策を強化すること。

(19) 女性労働者の社会的進出を支援するため、育児休業制度の取得率向上や、保育所や学童保育の拡充など、仕事と家庭の両立が可能な環境整備を、他の部局とも連携し、促進すること。

(20) 出産・育児、介護等の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。産休・育休、介護休暇など、求職した労働者が不利益なく復職できるよう企業に働きかけること。中小企業へは、特別の配慮を行うこと。

(21) 地方労働委員会の労働者代表委員の選任は、特定労働組合の独占でなく、労働組合の構成員数に比例した配分とし、公平な選任を行うよう抜本的に改善すること。女性の労働委員を選任すること。

(22) 保護観察者を雇用する協力雇用主制度を拡充し、立ち直り支援の強化を行うこと。

12. 観光施策について

(1) 地域の自然と歴史を生かし、伝統・技術が蓄積されている地元産業の振興と結んだ観光振興を図ること。また、農林水産業と連携し、地産地消の食物と観光をマッチングした対策をすすめること。

(2) 観光客誘致対策は、イベントや一過性のものを中心とするのではなく、世界遺産の姫路城や山陰ジオパークはじめ、地元の持続可能な資源を生かした対策を強化するこ

と。

(3)インバウンド頼みの観光政策からの転換を行うこと。

(4)全国的にも厳しい民泊条例があるにもかかわらず、旅館業法の許可がないままの「違法民泊」が依然として存在し、深夜の騒音など近隣トラブルなどを引き起こしている。厳しく監視するとともに違法民泊を許さない実効性ある施策を講じること。

《 農政環境部 》

I 農林水産業について

1. 食料自給率の引き上げについて

(1) 新型コロナの世界的蔓延によって、物流が寸断され、人の移動も停止し、それが食糧生産・供給を減少させ、買い急ぎや輸出規制につながり、価格高騰をうみ、食料危機になることも懸念される。食料の過度な自由貿易の結果である。過度な自由化を反省し、食料自給率向上こそが必要である。

37%に落ち込んだ食料自給率を早期に50%台に引き上げるよう国に求めるとともに、県内自給率の向上のための目標と計画を設定し、具体的な施策を実施すること。

(2)TPP(環太平洋連携協定)や日米貿易協定など際限ない輸入自由化路線を見直すよう、国に強く求めること。食料主権を回復し、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールの確立を促すこと。

2. 異常気象による農林水産業への被害について

気候変動による異常気象で、集中豪雨など自然災害が多発するもと、農林水産業被害も毎年のように起きている。

(1)基盤整備は、老朽化対策や耐震化に重点を置き減災対策をすすめるとともに、国庫補助の拡充を国に求め、県の補助率も引き上げるなど、農家負担の軽減をはかること。

(2)被害がおきた際でも、速やかな復旧ができるよう災害復旧事業の拡充と、農家負担の軽減を国に求めるとともに、制度の周知徹底を図ること。

3. 種子法について

(1)種子法廃止に伴い、米・麦・大豆の奨励品種の種苗育成を県として管理・育成を進めるため県条例が制定されたが、今後も農家に対し、安定的に安価な種子を提供し、開発・生産・普及を行えるよう県が責任をもつこと。

(2)種子条例を制定する県が年々増えてきていることは、廃止された種子法が日本の農業にとって必要不可欠であることを裏付けている。国会でも種子法復活の動きもあり、県として種子法復活を国に求めること。

4. 種苗法の改定について

国に登録された作物の種や苗を農家が自家増殖する場合、許諾料の支払いを求めて事実上禁止する種苗法が改定された。

同改定には、育成者権の乱用を防止する規定がなく、同改定によって、育成者権のみが強化され種苗会社の力が強くなれば、企業による種苗の支配が強まる。自家増殖の事実上の禁止は、農業者の権利を奪い、種苗の単なる利用者・消費者にするもので、農業の多様性や生産者の創造性を奪うことになりかねない。また、新たに許諾料の支払いが求められれば農家の負担が増えるのは明らかです。国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めており、農民の権利をうばう改定種苗法は廃止することを求めること。

5. 農業の発展のために

(1)米の6月末の民間在庫が219万tとなり、適正とされる180万tを超え、急激な米価下落がおこっている。緊急事態宣言の5度の発動や、オリンピック強行による感染爆発などで米の需要減は続いている。政府による買い取りなど、以下の対策を国へ求めること。

①過剰在庫を政府が買い取り市場から隔離し需給環境を改善すること。

②過剰在庫の米をコロナ禍で苦境に陥っている国民、学生や子ども食堂などに大規模

に供給する仕組みの緊急創設すること。

③国が需給調整と価格安定に責任を果たし絶対に暴落を防ぐ意思があることを早急にアナウンスすること。

④ミニマムアクセス米の輸入中止。

⑤転作補助金の大幅拡充。

(2) 県は、独自に、山田錦等酒米持続的生産応援事業等による地場産業支援メニューを制度化しているが、コロナ禍のもとで危機に陥っている生産者、卸業者などの経営と生活を守り、価格補償や所得補償など直接支援する抜本的な制度を国にもとめ、県としても対応すること。

(3) 生産調整の廃止、米作りの生産費の4割削減、農地の集約化など、大規模農家に偏った「農政改革」の中止を国に求めること。

(4) 国が半額に減らした米の直接支払交付金を10 a 15000円へと戻すことや、個別所得補償の復活等を国に求めること。

また、県として交付金上乘せなど米作の経営安定と、消費拡大に取り組むこと。

(5) 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。

(6) 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資などの支援の拡充とともに、家族営農や兼業農家を含む中小零細農家が農業を続けられるよう抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を強化すること。

また、集落営農を組織する際は、農家の意思を尊重すること。青年就農交付金について、要件緩和を国に求め活用しやすくすることなど、新規就農者への支援をさらに充実・強化すること。

(7) 農地中間管理機構について、耕作放棄地の復旧を位置づけること、貸付先は地域農家を最優先すること、農民代表を機構の役員に選任することなど、制度運用の改善を国に求めること。

(8) 麦・大豆など主な農産物に価格保障、所得補償を実施し、国産を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大などを支援し、国産麦や大豆の需要拡大をはかるよう国に求め、県独自でもすすめること。

(9) 都市近郊の農業と耕作地を守るため、生産緑地の要件の緩和を国に求めるととも

に、特定市以外にも生産緑地制度を導入し、全県的に拡大すること。

(10)株式会社の農地利用については、利益優先で農業から撤退して、大規模な荒廃・転用がおこるなどの事態を防ぐため、監督・規制を強めること。

6. 野生動物被害対策について

(1)シカ、イノシシ、サル、クマに加え、ヌートリア、アライグマなどによる鳥獣被害が後を絶たない。「鳥獣被害防止総合交付金」の拡充など国に求めるとともに、県としても防護柵などの設置・更新への県補助を増額するなど鳥獣被害対策の強化を行うこと。

(2)駆除に参加する猟友会員への支援をさらに強めるとともに、シカなどの処理施設を県として整備すること。また、狩猟免許取得者の増員をはかること。狩猟免許取得者の74%が50歳以上という現状であり、若手の狩猟免許者の育成に取り組むとともに、技術の継承・安全対策が行えるよう支援を強化すること。

7. 畜産業の発展のために

(1)畜産・酪農生産力強化緊急対策事業の継続を国に求め、小規模酪農家も含め支援すること。

(2)円安による飼料高騰への緊急支援や、自給飼料米生産、耕畜連携への支援を県として行うこと。

(3)令和3年3月兵庫県丹波市で野生イノシシの豚熱感染が確認され、淡路島まで拡大している。県は、飼育豚等へのワクチン接種や野生イノシシへの経口ワクチンの散布などの豚熱侵入防止緊急対策を実施としているが、豚熱にとどまらず口蹄疫や鳥インフルエンザなど、家畜の伝染病対策について、防疫・治療研究体制の抜本的強化が求められる。県内に3カ所ある家畜衛生研究所の獣医師など専門職の配置増など体制強化するとともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保健制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。

(4)県内に3カ所ある家畜衛生研究所の獣医師など専門職の配置増など体制強化するとともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保健制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。

(5) B S E対策について、輸入制限緩和を行わないよう国に求めるとともに、全頭検査を復活すること。

8. 森林環境の保全について

(1) 脱炭素と結びついた農業・林業の振興を行うこと

(2) CO₂削減、水源涵養、防災対策など、森林のもつ多面的機能を最大限発揮する施策を実施すること。

(3) 森林環境譲与税が創設され、森林の間伐等防災対策を市町が担うことになったが、十分な対策が行えるよう専門的技術など支援を行うこと。

9. 林業振興のために

(1) 新型コロナの影響によるいわゆる“ウッドショック問題”で、米国や中国で木材需要が急増した結果、現在、国内木材流通量が減少し、価格が高騰している。県内工務店、建築関連業者は非常に多い。作業が止まれば地域経済にも甚大な影響を及ぼす。県内流通状況の調査や便乗値上げ・買い占めなどの監視を国と連携しながら行い、中小工務店・建築関連業者への必要な支援・対応を行うこと。

(2) 兵庫県産木材の利用促進に関する条例を活かし、県の公共事業に数値目標を設定するなど、県産材利用を抜本的に増やすこと。

(3) 県産材利用促進のために、品質の向上を図り、木材加工技術の新たな研究開発の促進、融資や税制上の優遇措置を拡充するとともに、県産材使用の住宅リフォーム助成制度を創設するなど、使用住宅を広げること。

(4) 木質バイオマスなど間伐材の利活用の研究をすすめるとともに、支援策拡充で一層の促進を図ること。

(5) 林業労働者の所得保障制度の創設と、共済事業や社会保険制度、新規就業者支援の拡充を国に求めるとともに県の支援策をすすめること。

(6) 広域基幹林道建設は、見直しを行い不要不急の事業は中止すること。一般林道や作業道の充実をはかるとともに、簡易な作業道への助成、維持管理への補助制度を創設すること。同時に希少野生動物の保護対策に取り組むこと。

(7) 間伐・除伐への助成強化を国に求めるとともに、県独自でさらに支援を行うこと。

国の間伐補助の面積要件（5ha以上）を従前の0.1haにもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

10. 水産業振興のために

(1) 70年ぶりの漁業法の改正によって、沿岸漁業や漁協に優先的に配分してきた養殖・定置網業の漁業権等の地元優先の原則などが廃止され、漁業者の不安が募っている。漁業者の意見を率直に聞き、家族経営と漁業者の共同で成り立っている沿岸漁業、沖合の中小漁業者が、資源の実態に合った持続可能な漁業が行えるよう漁業法の見直しを国に求めること。海区漁業調整委員会の委員選出方法を、知事の任命制から公選制に戻すこと。

(2) 経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保証、所得補償を図るよう国に求めること。また、共済制度の拡充や水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県として取り組むこと。

(3) 後継者育成のため、青年漁業者支援制度を創設すること。

(4) 不法外国船の取り締まりを強化するよう国に求めること。

(5) 生態系を崩す外来魚の調査研究をすすめる、対策を強化すること。

(6) ノリ養殖における乾燥機等の費用や水道料金軽減などの支援をおこなうこと。

11. 豊かな海を取り戻すために

(1) 瀬戸内海再生法に基づき、県として森・川・海の総合的な環境保全対策や藻場、干潟の再生などに、目標を明確にして、住民参加で取り組むこと。

(2) 「環境の保全と創造に関する条例」の一部改正により、瀬戸内海の水質目標の下限値が緩和されたが、工場等の排水について有害物質排出の規制緩和とならないよう監視を行うこと。

(3) 瀬戸内におけるイカナゴやノリの色落ち対策のため、ため池や加古川大堰の冬季一時放流など具体的な研究を進め、環境保全と両立させながら栄養塩供給をはかること。

(4) これ以上の埋め立てなどの開発や海砂利採取を禁止するなど、関係府県と連携して、漁場の保全を図ること。

1 2. 燃油高騰への対策について

(1) 軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置・農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。

(2) 「漁業経営セーフティネット構築事業」における燃油費の補填発動の基準を引き下げるよう国に求めること。

(3) 県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。

1 3. 「県行革」により農業改良普及センターや農林水産技術センターなど試験研究機関の統廃合・人員削減が行われてきたが、きめ細かな営農指導や基礎的な試験研究、新技術の開発などが十分行えるよう、人員配置や施設整備の充実を図ること。

1 4. 食の安全のために

(1) TPP 傘下による非関税障壁撤廃が求められても、食の安全を守る立場から産地表示、遺伝子組み換え表示、農薬回数等の表示、トレーサビリティなどが継続されるよう国に求めるとともに、「ひょうご安心ブランド」など独自の認証制度も継続すること。

(2) 食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどを防ぐため、健康福祉事務所などとも連携し検査体制の強化を図ること。

1 5. 地産地消の促進について

(1) 県内食料自給率の向上に向けて、農畜水産物の販路拡大や流通に県が責任を持ち、地産地消で安全な食料提供を抜本的に推進すること。地域での自主的な取り組みを支援すること。

(2) 学校給食に地元産の野菜や魚介類、畜産物などの活用を、教育委員会と連携して進めること。米飯給食への補助を復活すること。

II. 気候危機対策について

気候危機とよぶべき非常事態が起こっている。すでに世界各地で、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっている。

国連 IPCC 「1.5 度特別報告書」は、2030 年までに大気中への温室効果ガス（その大半は CO₂）の排出を 2010 年比で 45%削減し、2050 年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して 1.5 度までに抑え込むことができないことを、明らかにした。たとえ気温上昇を 1.5 度に抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は今の 2 倍となり、食料生産も減少するなど人類と地球環境は打撃を受けるが、それを上回る気温上昇となると、その打撃は甚大なものとなる。2 度上昇すれば、洪水のリスクにさらされる人口は 2.7 倍に増加し、サンゴの生息域は 99%減少してしまう。さらに、大気中の温室効果ガスが一定濃度をこえてしまうと「後戻り」できなくなり、3～4 度も上昇してしまうと気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態に陥る。パリ協定は、それを避けるために「上昇幅を 2 度を十分に下回り、1.5 度以内に抑える」ことを目的として日本を含む世界 196 か国が合意して、締結した。

一方で、国は、昨年「2050 年カーボンゼロ」をかかげたが、2030 年までの削減目標が 42%削減に留まっていること、石炭火力の新增設と輸出を進めるとしていること、「脱炭素」を口実に、原発だのみのエネルギー政策を加速させようとしていること、実用化のメドも立っていない「新技術」を前提にした 2030 年目標になっていることなど、極めて不十分であり問題も多く抱え実効性あるものとは言えない。

新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなどの新しい感染症が次々と出現し、人類社会の大きな脅威となっているが、この背景にも、森林破壊をはじめとした環境破壊、地球温暖化がある。すでに世界の平均気温は 1.1～1.2 度上昇しており、破局的な気候変動を回避するために取り組める時間は長くない。10 年足らずの間に、全世界の CO₂ 排出を半分近くまで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっている。

1. 日本共産党は 2021 年 9 月「気候危機を打開する 2030 戦略」を発表した。2010 年比で 2050 年 CO₂ゼロを確実なものにするため、再生可能エネルギーを 50%まで引き上げ、エネルギー消費を 4 割削減し、再エネと省エネを組み合わせ 2010 年比で 2030 年 CO₂削減目標を先進国並に 60%に引き上げること。

2. 2019年9月の国連気候変動サミットにおいて、現状のままではパリ協定の目標（世界の平均気温の上昇を産業革命前の1.5℃未満に抑える）は達成できないと、2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロ、2030年までに45%削減などが提起された。兵庫県地球温暖化対策推進計画では、2030年度までに2013年比最大38%の削減目標としているが不十分である。兵庫県地球温暖化対策推進計画での温室効果ガス削減目標を、2030年までに2010年比で60%削減、2050年度までに実質ゼロとし、そのプロセスを明確にし、県として気候非常事態宣言をおこなうこと。国にも先進国並みに2030年度までに、2010年比60%削減、2050年度までに実質ゼロを達成するように働きかけを強めること。

3. 兵庫県地球温暖化対策推進計画では、2030年の電力に占める再生可能エネルギー導入目標を50%に引き上げること。

4. 地球温暖化対策に逆行する、神戸製鋼所の石炭火力発電所新設計画は中止を求めること。

5. 温室効果ガス排出量の半分を占めている、条例対象事業所をはじめ大規模事業所に温室効果ガスの排出総量削減を義務付ける制度を導入すること。また、特定物質排出状況と削減計画の公表が事業所ごとになった。CO₂削減目標を業界・企業の「自主目標」まかせでなく、県との「協定」にして県民への公約にすること。

6. 頻発する地震や豪雨災害など、改めて災害による原発事故発生の危険性が高まっている。避難計画の実効性にも疑問が出され、安全性が問題視されている高浜原発の運転停止をはじめ、原発の再稼働を中止するよう国と関西電力に求めること。

とりわけ、危険性の高い老朽原発の再稼働は断念するよう求めること。

7. 再エネ導入の最大の障害となっている、乱開発をなくすための規制を行うこと。広大な森林伐採を伴う環境に大きな懸念を及ぼすメガソーラーや大型風力発電計画が頻発するなか、国は、概ね100ヘクタール以上の大型メガソーラーについては

環境アセスの対象に加え、県も事業区域面積5ヘクタール以上を環境影響評価条例の対象に加えるとした。また森林伐採を伴う概ね0.5ヘクタール以上の事業を対象に、工事着手前の自然環境調査、報告を求める指針を策定している。これら条例、指針などを厳格に適用するとともに、対象のさらなる拡充と、環境に問題があると判断される場合には、事業の中止を求められるよう条例整備をおこなうこと。

8. 合同会社NEW-09インベストメントが新温泉町に計画している風力発電事業は、高さ150メートル・出力4500KWの巨大風車を21基も設置し、総出力92,000KW、事業の想定区域も2800haと国内最大級の風力発電計画である。県は、環境影響評価の手続きによる厳しい知事意見も出してはいるが、イヌワシやツキノワグマなど希少種が生息する生態系を破壊するばかりでなく、騒音や景観、自然林の中に巨大な構造物ができることによる景観への影響や騒音被害、災害の危険性も大きく、中止を強く求めること。

9. 再生可能エネルギーの普及にあたっては、大企業主体の大規模発電施設中心でなく、地域の資源を生かした住民や市町主体の取り組みを支援すること。

10. 住宅用太陽光発電の県独自の設置補助金を復活し、さらに充実をめざすこと。

11. 農地を活用したソーラーシェアリングや農業用水路などを利用した小水力発電の普及のために、発電を行う農業団体などへの導入費用補助制度や、農地転用や水利権等手続きについての相談窓口を設置すること。

12. 公社から取得した環境林については、CO2削減や水源涵養など環境林事業としての効果を測定し県民に明らかにすること。

13. ゴミの焼却熱、事業所のボイラー熱、バイオマス発電の排熱をはじめ、未利用熱・地中熱等を病院、オフィス、住宅などの熱エネルギー源として利用をはかること。

Ⅲ. 環境対策について

1. プラスチックゴミの海洋汚染が世界的に深刻な事態になっている中、国際社会は、使い捨てのプラスチック製品の製造・販売・流通を禁止する流れが強まっている。国の責任で生産の段階から減量対策に取り組むなど、製造・販売・流通の規制強化するよう国に求めること。県としても、県内企業に対し、規制を行うこと。特に海洋プラスチック汚染では、人工芝の割合が高い。公的施設では人工芝を使用しないこと（ゴルフ場、公園など）など、規制すること。

2. 輸出に頼ってきた廃プラスチック処理は、自治体・住民に押し付けるのではなく、OECDも警告しているように、「拡大生産者責任」の立場で、抜本的に見直すよう国にもとめること。

3. レジ袋について、県は、「レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」を示し「マイバック持参運動」などをすすめているが、削減目標を引き上げ、県民への啓発活動だけでなく、生産も含めた減量対策にとりくむこと。

4. 大気汚染対策について

(1) 改正大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質の実効ある排出規制のために、企業等への立ち入り検査等を厳正に行えるよう、体制を充実すること。

(2) (株)神戸製鋼所加古川製鉄所や、日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所広畑地区などで、降下煤塵の発生が自主管理目標値を上回るなど、飛散が続き、住民生活に影響を及ぼしていることから、改善の指導を強化すること。

5. 自動車排ガス対策について

(1) 尼崎公害訴訟原告団の解散後も、引き続き原告と国との合意文書に基づき、環境ロードプライシング・国道43号での通行ルールの定着などの継続をはじめとする環境対策、警察と連携した指導・取り締まりに取り組むこと。

(2) 環境省調査(そらプロジェクト)で、43号線周辺で子どものぜんそく発症率が高いことが明らかになっていることから、調査結果を活かした排ガス対策を検討する

こと。また、継続した調査を行うよう国に求めること。

(3)ディーゼル車運行の独自規制は廃止せず継続し、対象地域への排出不適合車の規制をさらに徹底すること。

6. アスベスト対策について

(1)数年で、石綿を使った建物の解体がピークを迎えると見込まれ、被害拡大を抑止するための規制強化として2020年6月に改定大気汚染防止法が成立したが不十分である。解体・改修工事で石綿を含む建材を除去する際の、第三者による大気濃度測定や完了検査の義務付け、除去業者のライセンス制の導入、作業実施届の提出、隔離養生、集じん・排気装置の設置などの義務付けなど欧米並みの規制基準を盛り込むことを国に強くもとめること。

(2)体現場、搬送、最終処分場における埋め立てにおいて、違法行為が後をたたないことから、監視・立ち入り検査を強化すること。

(3)阪神淡路大震災では、建物の倒壊やずさんな解体で大量の石綿が飛び散っている。現存の建築物にも石綿が含まれているものが残されている。これらをふまえ、兵庫県地域防災計画にアスベスト対策を明記すること。民間建築物にかかるアスベスト除去費用に対する補助制度を県としてつくること。

7. 一般廃棄物処理について

ごみを原料とするバイオマス発電等の設置は、県内でも事故が発生するなど安全性が未確立であること、ごみの減量という廃棄物処理の基本が後景に追いやられる可能性があることから、慎重を期すこと。

8. 産業廃棄物処理について

(1)赤穂市、上郡町など県内各地で産廃最終処分場設置計画が進められているが、いずれも水源地、農地、漁場周辺などで計画されており、専門家から「最終処分場計画地として不適格であることは明確」と指摘されている。また、多くの建設反対の署名も提出されており、不適格な計画地での産廃最終処分場建設を認めないこと。

(2)産業廃棄物の不適正処理については、国の「行政処分指針」を基本に、行政処分・

刑事告発を厳然と行い、悪質な事業者を排除し不法投棄の未然防止に努める産廃行政に転換すること。

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特措法) により、オフィス・工場などの古い照明 (蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯など) 器具などに使われている PCB 使用安定器は令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日までに、保管事業者の責任において処分をしなければならないとされている。しかし、中小企業では処理費用が大きな負担となっていることから、中小企業へ費用助成をするなど安全な処理を行う対策をとること。保管状況の監視・指導を強化すること。

(4) 土壌汚染対策について、操業中の工場敷地や、工場敷地を別の工場に売却した場合など、土壌汚染防止法の対象外の工場についても、県として法と同趣旨の調査と報告を求めること。

9. 自然環境保護管理、生物多様性の保全のために

(1) イヌワシ・クマタカをはじめとする希少な動植物の保護・保全の施策を進めること。

(2) 河川や湖沼、ため池などの水質改善の積極的な取り組みをすすめること。

(3) 武庫川をはじめ、天然アユの遡上できる河川の自然再生に取り組むこと。

(4) 効果的な駆除・防除の対策とともに、生態系を取り戻す抜本的な研究・対策を講じること。

(5) アライグマやヌートリア、ブラックバス、オオキンケイギクなどの外来種の駆除、防止対策をさらに強化すること。

(6) 六甲山や長尾山山系の住宅地でのイノシシの生態や頭数の把握と対策強化をし、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を市街地での鳥獣被害にも使えるよう国に求めるなど、市街地での野生鳥獣被害対策をすすめること。

《 県土整備部 》

県は、国の意向に沿って、高速道路など過大なインフラ整備を進めてきたが、新型コロナウイルス危機は、より地域循環型・生活密着型へと新しい公共事業のあり方を求めるものになった。高度経済成長期に建設された多くのインフラが、寿命を迎えつつある状況のもと、新規建設を抑制し、維持・更新事業へ公共事業政策の転換が求められている。また、予想される南海トラフ地震、気候変動による地球温暖化を背景にどこでも起こりうる災害に備えた防災対策・まちづくりを最優先にした予算編成が求められる。

1. 河川整備・治水対策について

(1) 2015年に水防法が改正され「千年に一度」クラスの大雨による680の全県管理河川の洪水浸水区域が公表された。

①新たな浸水想定区域に基づき、速やかにハザードマップを作成するよう市町に促すとともに、県としても支援すること。

②住民への新たなハザードマップ周知方法については、これまでの低避難率なども踏まえ十分な検証を行うこと。

③県下すべての水系における河川整備基本方針・河川整備計画を策定し、河川整備を速やかに行うこと。

(2) 毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策などの予算を大幅に増やすこと。各戸雨水貯留施設設置を進めること。

(3) 西日本豪雨災害を受け、県はダム の事前放流を計画的に行うこととした。ダム の事前放流、緊急放流については、専門的技術力が必要であり、県としての技術力と職員の確保・育成をすること。

(4) 河川整備については、「アーマー・レビー工法」などによる堤防の補強や堆積土砂の浚渫、下流からの改修だけにこだわらず、危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。

(5) 各河川の流域ごとの河川整備基本方針・河川整備計画に基づき、河川改修と共に校庭、公園、ため池、田畑、森林などを活用した流域対策を実施すること。

(6) 都賀川など都市河川については、なお急激な増水の危険性があることから、親水河川として危険性の周知の徹底も含めた事故防止の対策を引き続き怠らないこと。

(7)三原川水系は、水害が繰り返されており、治水・河川整備について、低地対策協議会などの住民の意見を聞いて、早急にすすめること。

(8)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等のための予算の確保とともに、県「行革」で削られていた河川維持管理費を増額し、防災・減災対策を強化すること。

2. 武庫川水系河川整備計画について

(1)計画策定から20年間はダムに頼らない総合的な治水計画がつくられたが、今後とも総合的な治水対策を徹底して実施し、将来にわたって武庫川流域の新規ダム建設の検討は中止すること。

(2)総合治水対策の中で、将来の分担流量目標が極端に低く設定されている。千苅ダムの治水活用への取り組みが始まったことは大きな前進であるが、流域対策の目標流量を引き上げ、抜本的に強化すること。

(3)総合的な治水対策における河川対策の内、河床掘削や堤防強化など武庫川の安全対策を十分に進めること。その際、利用者や地域住民の意見を十分に聞き、合意を得ること。

(4)武庫川溪谷には、レッドデータブックによる希少種が生息しており、豊かな生態系を保全すること。天然アユの遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

3. 土砂災害防止対策の強化について

(1)市町と協力して、危険箇所の総点検を急ぎ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを早急に行うこと。レッドゾーンに指定した区域について、整備・移転費用など県の独自支援を行うなど速やかに対策を講じること。

(2)国は、2020年度、緊急浚渫事業を創設し、兵庫県も計画的に砂防ダムなどの堆積土砂撤去作業をすすめているが、住民の要望も強いことから、さらなる前倒し実施をおこなうこと。

(3)土砂災害によって、居住困難となり、移転を希望する被災者については、移転費用についても県独自の支援の対象とすること。

(4)生活に支障をきたす民地の土砂撤去は公費で行うこと。

(5)気候変動の影響で集中豪雨が多発し、大規模な土砂災害が多発している。災害の

未然防止のため、第二次「山地防災・土砂災害緊急5箇年計画」の対策箇所や予算を増やし、土石流危険箇所や地滑り危険箇所などの土砂災害防止対策と整備を急ぐこと。

(6)土砂災害 特別警戒区域指定を急ぐとともに、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導をすすめること。

(7)急傾斜地崩壊対策事業を急ぐとともに、地元受益者負担について、市町や住民の負担率を軽減すること。

(8)静岡県熱海市で起きた土石流による災害を受け、国は、大規模盛土の総点検をよびかけ、県が実施している。点検結果を直ちに公表するとともに、対策が必要であると判断された区域、地区、施設については、すみやかに対応すること。

4. 港湾・海岸について

(1) 2018年の台風災害について

①潮芦屋での堤防高の計測ミスによって2018年の台風第21号による甚大な被害を受けたことを教訓にして、県下全ての堤防高を定期的に計測し、施設基準を下回っている堤防については堤防の嵩上げ、防潮堤の整備等必要な対策を早急に講じること。

②2018年の台風第21号による浸水地域については、マップとして残し、今後の災害対策に活かすこと。

(2)南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備計画」に基づく事業の実施に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとすること。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化、垂直避難のために民間マンションとの協議などをすすめること。

(3)津波の被害が懸念される阪神南広域防災拠点など、必要な防災施設の整備と安全点検を行う等、防災対策をすすめること。

(4)姫路港広畑港区での過大な需要見込みによる大水深岸壁整備はやめること。悪臭・粉塵が舞い散るバラ貨物の拠点化を行わないこと。

(5)県内すべての重要港湾に非核「神戸方式」を採用し、核艦船の入港を拒否すること。

(6)高砂西港の北側に堆積しているPCB汚染土は、当面安全性の徹底を図り、恒久的

には発生者の企業責任を明確にして、最終的な処分を追求すること。

(7)船舶・鉄道による輸送は自動車輸送よりCO₂排出量が大幅に少ないことが注目されている。環境対策をすすめるうえでも、港湾の有効活用と船舶輸送政策へのモデルシフトを進めること。

5. 公共事業を抜本的に見直すこと

(1)莫大な費用を伴う高規格道路などの新規建設を抑制し、防災・減災対策を強化し、維持管理・老朽化対策にシフトし、住民生活密着型の公共事業に転換すること。その際、中小企業への発注を増やすこと。

(2)「ひょうご・インフラメンテナンス10か年計画」に基づく老朽化対策にあたっては、橋梁など点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め職員を増やし、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった県技術職員の養成を行い、十分な人的体制を確保すること。

(3)公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者に至るまで営業と生活が保障される内容に改革すること。

(4)「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、県でも計画の策定を行うとともに、計画策定にあたっては地域の建設業界が将来にわたり健全に発展できるよう、発注工期・労働条件を適正化すること。

(5)建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、その社会的使命を果たしていく必要があり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針(2020年5月25日変更)」において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。県として、国土交通省の通達等に基づき、すべての作業従事者の健康に留意し、建設現場等の様態等を考慮した感染拡大防止対策の支援に積極的に取り組むこと。

また、受注者から申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期

の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

(6)新名神高速道路の建設において、痛ましい死亡事故が多数発生した。

県の公共事業においても専門的な土木技術を持った作業員の確保など、建設工事の安全対策に万全を期すこと。

6. 道路政策について

(1)2050年にむけ、「基幹道路八連携軸」として高速道路整備が進められている。ポストコロナ社会を見据え、また交通量が減少に転じる社会変化の中で、テレワークや分散通勤などが定着していけば、今後、高速道路の在り方も見直す必要があることから、道路政策を転換し、通学路の安全対策や生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。

(2)山陰近畿自動車道(浜坂道路)、東播磨南北道路の延伸、大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路など不要不急の道路計画を撤回すること。

(3)莫大な投資規模となる紀淡海峡連絡道路構想、神戸空港・関西国際空港連絡道路構想は中止すること。

(4)三菱電機への過大な移転補償等が問題の園田西武庫線は、地域住民の意見を聞き、事業を見直すこと。

7. 生活道路等の整備について

(1)地域住民に密着した生活道路や通学路の緊急合同点検の結果をふまえ、さらに整備の予算を大幅に増額し、安全な歩道、自転車道整備やバリアフリー対策をさらに推進すること。

(2)県道の「照明・街灯・防犯灯」設置は県の責任で行い、設置計画を策定して急ぐこと。

(3)国道176号線の整備について、名塩工区が供用開始されたが、全線の開通を早期完了すること。

(4)索道事業者が使うゲレンデ整備車や降雪機等に使う軽油の免税制度を継続するよう国に働きかけること。

8. 県の行う事業のうち、道路・街路・河川・港湾等、広く県民が利用する事業については、県が責任を負うべきであり、市町に負担を求めないこと。

9. 「公共事業等審査会」は、公募委員の参加や住民からの対案提出の機会の保障と検討の義務付けを行うなど、県民参加で公共事業を評価、見直しできるように、抜本的に改善すること。

10. 「塩漬け土地」など先行取得用地、県がかかわる用地は全て、取得経過や時価などを県民に明らかにし、責任を明確にするとともに、今後の土地利用計画については県民参加のもとで見直すこと。

11. 脱炭素、バリアフリー等を重視した公共交通の推進について

(1) 脱炭素社会へ、鉄道や路線バスなどが公共性を生かし、役割を発揮できる交通政策を県として検討・策定すること。市町と共にパーク・アンド・ライドの促進と交通網の整備を抜本的に推進すること。

(2) 鉄道ホームの転落防止のためのホームドアの設置は、乗降客10万人以上という国の基準にかかわらず設置を進めるよう国や事業者に求めるとともに、県としても対策強化を図ること。

(3) 利用者3,000人以下の駅舎について、バリアフリー化の対象になったことをふまえ、すべての駅舎のバリアフリー化をすすめること。また、全ての駅・ホーム、踏切等の安全点検と障害者など「交通弱者」の声を反映した安全柵・点字ブロック対策等の安全対策を強化すること。

(4) 遮断機も警報器もない「第4種踏切道」の安全対策を急ぐこと。

(5) 高齢者の免許返納が進められる中、公共交通機関の役割はますます高まっている。「県行革プラン」で削減された市町営バスや過疎バスなどに対する県単独補助を復活すること。また、市町間をまたぐコミュニティバスへの支援を充実するなど県民の生活権を守ること。

(6) 神鉄粟生線は通勤・通学に欠かせないものであり、住民の足・公共交通を守るため、県としても路線存続のための支援を継続し、運転本数など利用者のサービス向上

になるよう働きかけること。

(7)事実上中止となっている阪急甲陽線の地下化は、町並みの景観・環境を破壊するものであり、事業を止めること。「踏切と連動した信号機の設置」踏切南側の交差点は右折禁止とするなど、安全対策に直ちに取り組むこと。

1 2. 下水道整備について

(1)生活排水対策については、淡路などの市町と住民の負担を軽減するため、支援策を強化すること。

(2)生活排水関連整備事業については、合併浄化槽や集落排水など地域の実情に応じた手法を検討し、下水道困難地域の解消に努めること。また、地元市町や利用者の負担軽減をはかることを中心にすすめること。

(3)流域下水道および流域下水汚泥処理の運転管理業務について、県まちづくり技術センターの「包括的民間委託」を中止し、見直しを求めること。

1 3. 空港事業について

(1)神戸空港、関西国際空港、伊丹空港を運営する関西エアポート、オリックス、バンシ・エアポートの3社連合による3空港一体運営が行われている。その結果、神戸空港の発着枠、運用時間が拡大され、今後も更なる規制緩和が検討されようとしている。3空港空域は過密問題や騒音問題など、空の安全と住環境に係る課題を多く抱えている。住民合意のない規制緩和は行わないこと。住環境を脅かす「規制緩和」はさせず伊丹空港、神戸空港の運用制限と発着枠を増便しないなど、安全・環境対策に万全を期すこと。

(2)神戸空港への補助金、関西国際空港含む関西3空港への利用促進費の支出をやめること。関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を撤回すること。

(3)大阪国際空港の安全・環境対策について、国の責任でこれまでの裁判結果や存続協定などを踏まえ、環境基準の達成にむけて、運用制限と発着枠を厳守すること。また、夜間離発着は、騒音による住民の犠牲と被害を拡大するものであり、住民合意なしにすすめないこと。

(4) 但馬空港については、毎年5億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。また、コロナ禍の下では、需要が6割減となった。今後の需要拡大の見通しもないなか、羽田便増便や地方間を結ぶ多様な路線展開等を理由にした滑走路の増設等を行わないこと。閉鎖することも視野に入れた見直しを行うこと。

14. 断熱・省エネのまちづくりについて

(1) 官公庁、学校など公共建築で、太陽光パネルで消費エネルギーがまかなえる「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)」「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEH)」を実現する等、公共施設から脱炭素をすすめる。

(2) ゴミの焼却熱、事業所のボイラー熱、バイオマス発電の排熱をはじめ、未利用熱・地中熱等を病院・オフィス、住宅などの熱エネルギー源として利用をはかる。

(3) 公共事業でライフサイクル・アセスメントを実施して、調達、建築、運用、メンテナンスにいたる全過程でCO₂排出量を公開すること。環境破壊の無秩序な都市開発をやめ、自然の空気の流れや日差しを有効利用する都市計画をすすめること。

(4) 都市機能や居住区域を集約・コンパクト化し地方をより疲弊させる立地適性化計画を策定しないよう市町に求めること。

(5) 大規模小売店舗の進出に当たっては、環境、交通等の影響だけでなく、地域の商店や住民への様々な影響を調査し、地元商店も共存できる、調和のとれた町づくりを進めること。

(6) 大規模集客施設の立地にかかる都市機能の調和に関する条例の運用にあたっては、地域住民の声を十分に反映する機会を保障すること。

(7) 高齢者も障害者も住みやすいバリアフリーのまちづくりについて

① 「福祉のまちづくり」にあたっては、重点地区に限らず県下の各地域においてユニバーサルデザインの実現に向けた計画を立てるとともに、障害者など利用者の参画のもとですすめること。

② 都市部でも発生している高齢者などの「買い物難民」の対策のための移動販売支援制度ができたが、個店も対象とするなど支援を拡充すること。

③ 生活道路を整備するための予算を大幅に増額し、安全な歩道整備、自転車道整備な

ど交通安全対策やバリアフリー対策を中心とした道路整備をさらに推進すること。

④駅前には障害者専用の乗降のためのスペースをつくること。

15. 公園整備について

(1)公園整備は、県民が身近で日常的に利用できる適正規模の公園をきめ細かく設置することを基本とし、市町への助成制度を拡充・新設すること。公園内のバリアフリー化を計画的に促進すること。

(2)国営明石海峡公園整備事業など国の直轄事業は、県民の立場で必要性を検証すること。費用は本来国が責任を負うべきであり、県の負担は中止すること。

また、改正都市公園法にもとづいて、パークPFI「公募設置管理制度」の導入により整備事業への企業参入が可能となり、海岸ゾーンにシースケープラウンジ(飲食・ショッピング・温浴施設)などの整備が進められているが、国民のための公園で、参入企業が営利を追求する事業を中止すること。

16. 県営住宅について

2021年7月、「ひょうご県営住宅整備・管理計画」が改定され、49,950戸(2020年4月1日)の管理戸数から、2025年度に48,000戸、2030年に45,000戸に縮減する計画となっている。

(1)新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、安全で低廉な家賃の県営住宅の役割はますます高まっている。管理戸数削減・住宅集約化計画をやめ、新規の県営住宅建設など戸数拡充をすすめること。

(2)改定された「ひょうご県営住宅整備・管理計画」では、「LGBT等性的少数者の入居を認める…」とし、すでに、県内のパートナーシップ制が導入されている自治体の県営住宅では、同性カップルの入居が認められているが、すべての県営住宅で、同性カップルの入居を認めること。

(3)2015年から家賃減免制度の算定が世帯の政令月収から世帯の年間総収入に基づく計算に変更がされ、家賃が大幅に引き上げられた入居者が多数発生している。

「住まいは人権」の立場で、実情に即した柔軟な減免制度をあらためて確立するとともに、家賃そのものの抜本的減額をおこなうこと。

(4)入居者の費用負担について、「畳、建具その他家屋の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」、「給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」を削除すること。

(5)県営住宅の補修工事が財政難を理由に応急処置対応になっていることを改め、住民の安全を守って改築・改修、エレベーターの設置などバリアフリー化等積極的に行うとともに、一般会計からの繰り入れも行って、県営住宅の空屋補修予算の増額をはかり、より多くの県民に住宅を提供すること。

(6)UR借上住宅住み替え問題については、世帯主が若くても、継続入居の可能性があることをまず説明し、判定委員会で柔軟に対応すること。継続入居となった世帯の継承は、一般の県営住宅の承継と扱いを同じにし、希望者全ての申し立てを判定委員会にかけ、柔軟に対応すること。

(7)民間指定管理者による管理運営により、家賃減免制度の無理解や、生活困難入居者への福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。また、マイナンバー制度の導入にあたって、民間事業者が個人番号を利用することについての不安も広がっている。県営住宅の管理については、県が責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。

(8)家賃滞納による明け渡しを求める「出訴」に当たっては、納入の意思がありながら生活苦から滞納となった居住者に対しては、直接面談して福祉的対応を含めたきめ細やかな対応をすること。また、家賃回収の債権会社への民間委託を中止し、過剰な取り立てにならないようにすること。

(9)入居申請時、民間賃貸の大家からの家賃完済証明書の提出をさせないこと。

(10)共益費のあり方について、公営住宅法にある「家賃及び敷金をのぞくほか、権利金その他の金品を徴収することができない」旨の規定にそって過剰徴収しないこと。

(11)駐車料金については、近傍同種とするのではなく、家賃と同様の収入に応じた低料金の設定をすること。駐車場の有効活用と管理のあり方を見直し、住民の合意のもとで策定すること。

(12)新婚世帯、子育て世代に対する県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。

(13)DV被害者の目的外入居用の住宅を確保し、継続入居も含め、柔軟に対応すること。

(14)すべての県営住宅の耐震性能を公表し、避難機能の向上・確保とともに早急に改修、建て替えなどの対策をたてること。

(15)県営住宅に入居する高齢者のために、LSA 配置基準の改善や 24 時間配置など改善をはかること。

(16)入居承継は、原則、配偶者や高齢・障害者に限定しているが、残された同居者が、退去が難しいとされるケースに対して、第三者機関である判定委員会などの意見を参考に、入居承認制度を柔軟に運用するとされている。

実情に応じ、入居承認制度を広く柔軟に運用するとともに、原則、希望者が承継できるように、見直しをはかること。

(17)新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、解雇・離職者等、また、ネットカフェの休業に伴い居所を失った人に対し県営住宅の提供を行ったことは、時宜を得たものであった。今後、コロナ対策にかかわらず、住居を無くした人への入居措置を行うこと。

17. 脱炭素の住宅・マンション対策について

(1)新築・改築時の省エネ・再エネ化を規制と助成一体に進めること。一定規模の建物建設に断熱化、太陽光パネル設置などの脱炭素化対策を義務化するとともに、省エネ減税・住宅ローン減税などの上乗せなどを実施すること。

(2)住宅・店舗リフォーム助成制度を県として創設すること。また、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化推進など中小建設業者の仕事を増やすこと。

(3)青年や新婚世帯、子育て世代、高齢者、障害者、低所得者向けに「民間賃貸住宅家賃補助制度」をつくること。

(4)「特定優良賃貸住宅」民間オーナーへの契約額の引き下げは中止すること。オーナーの希望があれば県営住宅として買い取るなどの対応を早急に検討・制度化すること。また、特優賃住宅の県住としての借り上げの契約期限切れについては、入居者の状況を配慮して柔軟に対応すること。

(5)特優賃住宅の家賃引き下げを行うこと。民間家主への責任転嫁をやめ、家賃軽減補助の延長をおこなうこと。

(6)「簡易耐震診断推進事業」の拡充と、「わが家の耐震改修促進事業」への直接助成

対象枠を大幅に拡大・充実すること。住宅共済制度の加入を補助要件に含めないこと。

(7)「人生いきいき 80 年住宅改造助成事業」を削減することなく、拡充すること。

(8)「ゼロゼロ」物件をめぐる入居者が強引に退去させられる「追い出し」被害について、県内の実態調査を行い、国に規制強化を求めること。

18. アスベスト対策について

(1)除去および石綿使用施設の解体、撤去、運搬作業等における被害発生防止対策について、県民に完全徹底・実施を義務づけること。また解体時は作業従事者はもとより、周辺住民にも作業内容を周知徹底すること。解体現場に対する県の立入検査や搬送時における監督と指導を強めること。

(2)民間建築物にかかるアスベスト除去費用にたいする補助制度を県としてつくること。

19. 工事発注について

(1)県幹部職員の天下り全面禁止など、談合防止対策を強化すること。

(2)談合があった場合は、地方自治法施行令に従い、入札参加資格の取り消しを迅速に行なうとともに、取り消し期間を原則 24 箇月（特例 48 箇月）とするなど厳正に対処すること。

(3)分離・分割発注などあらゆる工夫をして中小零細企業に発注できる仕事を増やすこと。

(4)末端下請け企業まで労務単価保障を行うために、県の責任ですべての下請け契約を掌握・管理すること。不払いや不当な単価切り下げなどの事態が生じないように、県が検査をおこなうこと。

(5)下請代金不払および賃金不払を根絶するために、「公共工事の入札・契約の適正化促進法」および建設業法、とりわけ同法第 41 条に基づく勧告実施の決断も必要に応じて毅然と行うこと。不払いが生じたときは、発注者及び元請け企業に責任を果たさせるシステムを作ること。

(6)低入札価格調査制度の対象工事については、公共工事の入札及び契約の適正化を

図るための措置に関する指針にある「下請業者も含めた労働条件悪化防止の観点」から立ち入り調査を行い、建設労働者の労働条件の実態把握に努めること。

《 企 業 庁 》

1. 地域整備事業について

(1) 進度調整を行っている播磨科学公園都市2、3工区やひょうご情報公園都市の3、4工区など、巨大な「公園都市」は、ただちに凍結・中止すること。未利用地については、これ以上開発を行わず、県民に実態を公表すること。

(2) 地域整備事業会計については、事業ごとに過年度も含めて収益収支状況、資産負債状況、事業内容がわかる会計制度に改め公表すること。

(3) 先行取得用地をはじめ、企業庁が関わっている用地全てについて時価・含み損も含めて県民に明らかにするとともに、今後の土地利用計画について県民参加のもとで見直すこと。

(4) (株)夢舞台事業を抜本的に見直すこと。天下り役員ポストをなくすこと。グラウンドニッコー淡路など収益目的の事業からは、撤退も含めた検討をおこなうこと。

2. 県営水道用水、工業用水事業について

(1) 新型コロナ危機の下、県水の基本料金を3か月間減免することにしたが、収束するまで続けること。

(2) 水道事業については、高い県水を市町に押し付けないこと。水道事業の市町連携にあたっては多発する自然災害に備えたリスク分散を行うこと。そのために市町の自己水源を確保するための技術支援、財政支援を行い、安易な広域化は進めないこと。

(3) 二部料金制や長期責任水量などの契約方式を見直し、全国的にも高い受水市町の水道料金をさらに引き下げること。

(4) 工業用水は極端に安い料金で企業に供給している。揖保川第1工業用水は、1tあたり4円30銭で、50年前より2円しか値上げしていない。工業用水道事業法に

ある「社会的経済的事情の変動による著しく不適當」な状態となっている安価な工業用水料金を見直すこと。また、工業用水の上水転用を規制すること。

(5) 企業庁が取得した市川水利権は、数十年にわたり契約率が低迷している。河川法に基づき、有効活用されていない水利権については返還も含めて検討すること。

(6) 淡路水道事業団への支援策を行い、明石海峡の導水管に関わる経費を負担するなど、高い料金を解消する施策を実施すること。

(7) 新たに給水対象となる市町に対しても、条例施行規定にもとづき、県水の受け渡し地点は、すべて対象市町の所在地とすること。

3. 地域創生整備事業について

事業に含まれている神戸・三宮東再整備事業は、コロナパンデミックのもとで見直されている三宮一極集中をすすめるものであり、推進する必要はない。地域創生整備事業から除外すること。

《 病 院 局 》

1. 県立病院の建て替え、統合・再編について

(1) 県立病院で感染症病床の増床など感染症対応の機能を強化すること。

(2) 病院統合再編を目的とした、厚労省の一方的な病院名公表は、地域の実情を無視し、全国一律で机上の論理だけで押し付けようとする乱暴なものであり、抗議し撤回を求めること。地域医療を後退させ、地域の過疎化をますます加速させる統合再編は行わないこと。

(3) 県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合病院について、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染症対応機能の充実・強化を図るため基本計画を見直した。しかし、統合病院は病床稼働率を90%としており感染症が発生しても対応できないことが予想されるため、感染症対応の病床を平時より確保しておく必要がある。病床数については増床すること。

(4) 県立はりま姫路総合医療センターでは、必要時に即応できる感染症対応病床を準備しておくこと。

2. 県立こども病院について

(1) 2018年9月台風第21号による高潮の影響で、港島トンネルとこども病院駐車場周辺の道路が冠水し、アクセスが一時途絶えた。冠水しないよう対策を神戸市に強く求めること。災害時のための備蓄を十分確保する等、防災体制に万全を期すこと。

(2) 県立こども病院で乳児期・小児期に手術や治療を受け、成人期以降も再手術や経過観察を含め通院が必要な患者が、継続して医療が受けられるよう、成育医療センターとして拡充すること。

(3) 病児の通院や入院の見舞いに保護者と来る病児の兄弟のための保育室のスペースが院内にあるにも関わらず、活用されていない。院外に設置された兄弟ルームは、年齢制限や入院時の兄弟姉妹に限定されていることから、対象を緩和し、外来でも利用できるようにするとともに、院内にも兄弟姉妹の保育ルームを作り、保護者が安心して付き添える環境を早急につくること。

3. 県立淡路医療センターの医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる防災対策をとること。

4. 県立病院の医師も含めた定数の抑制で、例えば、県立リハビリテーション中央病院で筋電義手等の開発を担うには、医師が不足している。医師をはじめ、看護師や薬剤師など医療技術職、コメディカル、事務職、技能事務職も含め定数削減をやめ、ふやすこと。

5. 慢性化している、医師・看護師の超過勤務を早急に是正すること。看護職員はじめ、時間外労働に対しては、全て超過勤務申請の対象とすること、早めに出勤して、患者情報を調べる前残業も、対象にすること。

6. 医師不足の解決のため、国に対して医学部の定員増など医師数を抜本的に増やす

ことを要望すること。医療秘書の配置をすすめること。

7. 県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。

8. 丹波市へ移管された柏原看護専門学校について引き続き職員派遣など県の責任を果たすこと。

9. 県立病院の経営改善のために、診療報酬の改定を引き続き求めるとともに、必要な一般財源を繰入れすること。無理な在院日数の縮小など、収入向上に偏重した病院運営を行わないこと。

10. 医療事故については、その原因・背景を調査分析し、その内容を全面的に公開し、患者・県民の意見も聞き、事故防止に役立てること。

11. 県立病院の独立行政法人化は行わないこと。

《 教 育 委 員 会 》

1. コロナ禍のもと、安心して学べる教育条件の整備・充実で、児童・生徒にゆきとどいた教育を保障するために

(1) 学級編制について

①文部科学省は、40年ぶりに小学校の学級編成の標準を見直し、2021年度から5年間かけて35人学級を小学6年生まで進め2022年度概算要求の「骨太方針」では、中学生の35人学級の検討がもりこまれた。県として、小学5・6年、中学生の35人学級を直ちに行うとともに、30人学級への具体的な検討を進めること。

②コロナ禍、身体的距離を保つなど感染防止対策、こどもの心に寄り添った丁寧な学習指導のためにも20人程度の少人数学級が求められており小・中・高の全学年で実

施するよう国に求めるとともに、県としても検討を進めること。

③「少人数授業」については、差別・選別教育につながる能力別編制をしないこと。

(2) 教職員の増員と配置について

①国の35人学級への義務標準法見直しは、教職員の確保について加配定数の一部が基礎定数に振り返られるもので、必要な教職員が確保されず、教育現場では、これまでの加配定数を活用した教育活動ができなくなることが懸念されている。

加配定数の振り替えでなく教職員を確保するとともに、20人程度の少人数学級をめざし、国へ教職員定数改善と強く求めること。また、県教育委員会としても教職員の増員に取り組むこと。

②県教委が実施した「新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート」結果は、保護者の認識以上に児童生徒が高い不安やストレスをもたらしていることが明らかとなった。こどもの心のケアを手厚くするようスクールカウンセラーを全小学校へ配置し、週に複数回配置できるよう体制強化を図ること。スクールソーシャルワーカーの人材確保のため、市町支援を強化し増員を行うこと。

③「行財政運営方針」による教職員の削減は、行わないこと。

④産休等やむを得ない場合を除き、定数内の教師は臨時的任用はやめて、すべて、正規の教職員として採用すること。

⑤養護教諭をすべての学校に複数配置すること。

⑥児童生徒支援加配は、旧同和加配校に偏ることなく児童・生徒の実態を十分把握しておこなうこと。

(3) コロナ感染症対策と健康について

①学校現場は児童・生徒との接触は避けられず、感染防止、感染拡大を防ぐため特別支援学校を始め全ての学校で、PCR等検査を定期的を実施すること。

②校内の感染予防対策として昨年配置されたスクールサポートスタッフを再配置すること。消毒液などの確保、感染予防対策に万全を期すこと。

③感染が不安で登校できない児童・生徒を一律に欠席扱いにせず、柔軟な対応を行うこと。またオンライン授業など学習機会を保障すること。

④感染症対策のマスク着用で、熱中症の危険が高まっている。「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を適切に運用し、熱中症など健康

被害の発生が高いと判断した場合はマスクを外すよう対応すること。

⑤体育の授業や部活動でのマスクの着用の必要がないとした 2021 年 4 月 30 日 文部科学省通知を徹底すること。また、2021 年 4 月から運用開始の熱中症警戒アラートなど情報を適切に活用し、熱中症対策を強化すること。

⑥すべての学校トイレに、生理用品を備えること。

(4) 施設・設備の改善について

①新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、20人程度の少人数学級実現のための教室整備をすすめるよう国に求めるとともに、県としても整備計画を作成すること。

②新型コロナウイルス感染症の感染対策や災害級の猛暑から命と安全を守るため、県立学校では、空調設置の整備計画を前倒しし、全ての特別教室・体育館への設置を進めるよう、抜本的に予算措置をおこない早急に整備すること。

③全ての小中学校の普通教室、特別教室、体育館への空調設置を促進するために、国の補助の継続を求めるとともに、来夏までに、すべての教室、体育館に空調設置ができるよう県独自の支援制度を創設すること。

④市町立学校の耐震化を早急に100%にするよう支援すること。

⑤県立学校施設整備計画を見直し、すべての県立学校にエレベーターを設置すること。

⑥ブロック塀など学校、通学路の徹底した安全点検を継続して行うこと。国土交通省の防災・安全交付金の活用とともに、県の支援制度を創設し危険なブロック塀などの撤去、改修を速やかに行えるよう支援強化すること。

(5) 就学支援の充実・強化

①義務教育であっても制服代や教材費などの負担がこれまで以上に家計を圧迫している。実質無償となるよう国に働きかけること。

②就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。

③学校給食費は食育として学校教育の重要な柱であり、無償化をすすめること。そのための減免制度の創設など市町支援をすること。

(6) 学校図書館の充実について

①学校図書館に専任の図書館司書を配置すること。そのための財政支援を行うこと。

②学校図書の実質的充実を図るために、学校図書購入費は学校運営費とは別建てで確保し、増額すること。

- (7) 学校選択制や小中一貫校については、促進しないこと。
- (8) 武道の必修化にともなう柔道の事故防止対策を引き続き行うこと。また、銃剣道の導入は行わないこと。
- (9) 組体操について、危険を伴うアクロバットの的なものを見直し、安全を最優先し慎重に検討すること。また、安全指導ができる専門性を持った指導者を育成すること。
- (10) 「全国一斉学力テスト」については国に対して中止を求め、抽出調査も必要最低限にするよう求めること。

2. 高校教育について

- (1) 県立学校では、コロナ禍による経済的影響で収入が激変した世帯に対し、授業料減免措置が行われているが、公立高校授業料無償化実現のため、就学支援金の所得制限を撤廃するよう国に強く求めること。
- (2) 私立高校について
 - ① 私立高校についても、コロナ禍による家計急変した世帯に対し、授業料減免措置が取られているが、私立高校の実質無償化実現のため、国の就学支援金の所得制限を撤廃するとともに、授業料だけでなく入学金、施設整備費を含め無償化とするよう、就学支援金補助単価の引き上げを国に強く求めること。
 - ② 県の授業料軽減補助についても所得制限を撤廃し、実質無償化となるよう補助単価を引き上げること。また、格差をつけている県外通学者には、県内通学者と同様の補助とすることや、専門学校、外国人学校にも適用するなど制度を拡充すること。
- (3) 「高校生等奨学給付金事業」は、年収270万円未満の高校生の授業料以外の教育費と対象が限られており、所得制限を引き上げるなど対象を広げること。また、県独自の給付制奨学金を創設すること。
- (4) 2022年度の新高校1年生から1人1台のタブレット端末を自費購入する方針を撤回し、県費負担による無償貸与とすること。また、通信費への補助も行うこと。
- (5) 生徒数の減少を理由に学級減を行わず、高校入学希望者の全員入学をめざすこと。
- (6) 定時制・通信制高校の統廃合をやめ、働きながら学ぶ場として保障すること。また、定時制高校の募集枠を増やし、教職員の増員や教室の確保、給食の実施・充実など、条件整備を急ぐこと。

(7) コロナ禍のもと、高卒者の就職活動については、きめ細やかな対策をとること。
県下事業所に対して、正規雇用を強力に働きかけるとともに、専任の就職担当教員の増員や必要経費を確保するなど対策を抜本的に強化すること。

(8) 労働基準法など、労働者の権利を身に付ける学習を高校教育に位置づけること。

(9) 教科書の採択は、学校の自主性を尊重すること。

(10) 制服の費用負担に対する実態調査をおこない、費用負担の軽減をはかること。

3. 公立高校学区拡大・統廃合について

(1) 「ひょうご未来の高校教育のあり方検討委員会」は、今後の県立高校の望ましい規模と適正について、都市部では発展的統合により規模を維持、地方部では地域の支援を得ながら存続の可能性の有無も含めて検討するとしたが、県立高校の安易な統廃合は行わないこと。

また、県立学校でも少人数学級が求められており、義務教育と同様に 30 人学級の実現を前提に適正規模の検討を進めること。

(2) 学区拡大は、地元の高校に行けず遠距離通学を余儀なくされるなど進路に影響を及ぼすだけでなく、高校の存続を求める地域の取り組みにも逆行しており、すべての中学卒業生の進路に関する調査を行い詳細な検証を行うこと。

全県 1 学区など、これ以上の学区拡大はしないこと。

4. 大学等での教育環境の改善について

(1) コロナ禍のもと世界的に異常に高い学費が、大学生を深刻な苦境に立たせている。大学生への給付制奨学金の抜本的拡充を国にもとめ、県独自で大学生向け給付制奨学金を創設すること。

(2) 県立大学や専門学校の授業料・入学金の減免制度が拡充されたが、対象を拡大する等、実質無償化を目指しさらに拡充すること。

(3) コロナの影響でアルバイト収入などが激減した学生に学生支援緊急給付金が支給されたが、対象が狭いことから、全学生への一律給付とするよう国に求めること。
県としてもコロナの影響を受けた学生への生活支援策を講じること。

(4) 国に対し、各大学での対面授業を再開できるよう感染防止対策への財政措置を強

く求めること。

5. 2021年度から始まる大学入学共通テストでは、英語民間試験と国語・数学の記述式問題の導入はいったん見送られているが、引き続き導入させないように、国に要請すること。高校生の「主体性評価」のために開発されたデータベース「JAPANEe—ポートフォリオ」の活用の中止を国に求めること。

6. 学生の就職活動の早期化・長期化・過熱化をさせないルールづくりを行うよう国に求めること。「就活ルール」は、会社訪問や面接、内定などの「解禁日」を定めるだけでなく、就職試験や面接をはじめ企業の求人活動の在り方についても、学生の精神的、経済的負担に配慮し、大学教育と両立する規範となるようにすること。特に、コロナ禍のもと就職活動への支援を強化すること。

7. 教育の場でいかなる暴力も許されないこと、勝利至上主義に陥らないことなどを徹底し、授業・部活動など学校教育現場での体罰を根絶するために、繰り返し研修などを行うこと。

8. いじめ・不登校などの対策強化、こどもに寄り添う教育の充実へ

(1)いじめの兆候があれば後回しにせず、直ちに対応をすること。教師個人任せにせず、学校・教育委員会でチームを作るなど集団で対応すること。こどもの心に寄り添い、生徒理解を深める支援を行うこと。その際、いじめ対策のスキルアップを常に行い、問題をつかむよう専門性を高めること。

(2)学校現場では子どもの自主的活動の比重を高め、いじめを止める人間関係をつくる学校づくりをすすめること。被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応する、被害者・家族の知る権利を尊重すること。

(3)いじめによる重大事態が発生し、調査等を行う場合、子どものプライバシーを守りつつも、隠ぺいなどにつながらないよう調査の透明性を十分補償するよう留意すること。

(4)いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育

を改め、子どもの声を聞き取り、子どもを人間として大切に作る学校をつくること。
子どもの権利条約の普及に務めること。

(5) 教員の多忙化は子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。
共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。教職員定数の抜本増をはかり、教員数を拡大すること。

(6) 外国籍のこどもたちを支援する多文化共生サポーターの増員と、その身分保障を行うこと。政令市、市町負担を軽減すること。

(7) ネット・SNS（LINE等）を通じた、いじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。

(8) 不登校の子どもを権利を尊重し、公的支援を拡充すること。不登校担当教員をすべての小中学校に配置すること。

(9) 児童・生徒や保護者のカウンセリング、教師への助言・援助を行うスクールカウンセラーをすべての小学校に配置すること。また。配置時間を増やすとともに、人員増員すること。

(10) 「不登校」などで悩む家族が自主的に組織した「父母の会」との連携を強め専門家による助言など支援を強化すること。

9. 子どもの権利を大切にしていない学校運営のあり方が問われている。県として、実情をふまえて、学校での子どもや教職員へのハラスメント・いじめ調査などをおこなうなど、子どもの権利が大切にされる学校運営に生かすこと。

10. 障害をもつ子どもたちの教育権を保障するために

(1) 新型コロナウイルス感染症対策としてスクールバスの密を防ぐため、速やかにスクールバスの増車を行うとともに、添乗員は民間委託せず公的な介助員を配置し、安全な通学を保障すること。

(2) 特別支援学校の設置基準の公布について

2021年9月、各都道府県教育委員会等に発出された文部科学省通知「特別支援学校設置基準の公布等について」は、劣悪な特別支援教育の環境改善を求める切実な声があったものである。しかし、設置基準は2023年の新設校から適用し、既設校は適用

除外され努力義務にとどまるなど不十分な内容である。現存する過密・過大・長時間通学などが解消され、豊かな障害児教育が実践できる設置基準とするよう国に求めること。

(3) 特別支援学校における教室不足の解消について

文部科学省が求めた「特別支援学校における教室不足の解消について」に基づく県の計画は、整備が必要な52室に対し、2025年度末までの「集中取組期間」とされる期間では37室しか解消されず、残りの15室は県2029年度までと先延ばしとなっている。教室不足の解消のための整備については、前倒しも含めて早急に行うこと。

(4) 新設が決まった武庫川特別支援学校は、芦屋特別支援学校、阪神特別支援学校の過大・過密・長時間通学を解消するため早期の開設に努めること。また、併設するこぼと聴覚支援学校は、就学前の聴覚障害児教育の中核として重要な役割を担っており、一層の機能強化をはかること。

(5) 川西市丸山台に新設する阪神北特別支援学校については、住宅地に近接しており丁寧な説明を行うなど配慮すること。

(6) 「第2次行革プラン」で削減されたスクールアシスタント配置事業を復活すること。配置基準や単価の引き上げを国に求め、県補助を元に戻すこと。

(7) 県立高校でも、2018年度より、特別な支援が必要な生徒に対し、通級による指導が行われているが、障害児教育の専門性を持った教職員の配置、施設整備などさらに体制を拡充すること。

(8) 特別支援教育コーディネーターをすべての学校に加配すること。

(9) 障害別の特別支援学級の設置を進め、定員を1クラス6名以下にすること。障害が重度重複する児童生徒の在籍する学級や多人数が在籍する学級に加配など、教員や介助員の増員・待遇改善を行うこと。障害児学級へのシャワー室設置などの施設の拡充・整備を市町まかせにせず、県としても補助を行うこと。

(10) 通級指導のための学校生活支援教員は、国により2017年度から10年間で順次基礎定数化されることとなっているものの、LDやADHD、高機能障害児のための通級指導の希望は年々増加しており、県としても市町の要望に応え学校生活支援教員の拡充を進めること。

- (1 1) 特別支援学校は、小規模分散の地域密着型とし、寄宿舎を存続し拡充すること。特別支援学校の校区の再編にあたっては、保護者や地域の要望を充分尊重すること。
- (1 2) 寄宿舎への正規教員の適切な配置と夜間警備体制をつくること。
- (1 3) 重症心身障害施設等における訪問教育については、「重度心身障害者の就学プラン」を拡充し、すべての施設で実施すること。
- (1 4) 医療的ケアが必要な障害児が通学する特別支援学校・通常学校に看護師を配置し、経費は全額公費負担とすること。
- (1 5) 卒業後の進路を保障すること。受け皿となる施設などの充実を図ること。
- (1 6) 地域における集団活動を保障するため「放課後児童対策」など健康福祉部との連携や、医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など障害児が放課後や休日に豊かな生活が送れるよう、条件整備を行うこと。

1 1. 学校給食を食育としてさらに充実させるために

- (1) 安全で豊かな完全給食をすべての小・中・特別支援学校で実施すること。自校調理を基本とした学校給食とするよう市町につよく働きかけること。
- (2) 未実施の中学校での給食導入が進むように国の「学校施設環境改善交付金」の増額を働きかけるとともに県の補助制度を創設すること。また、すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。
- (3) 食材の地産地消にさらに取り組むこと。また、パン・麺類については国産小麦を使用すること。
- (4) (財) 兵庫県体育協会によって行われている学校給食事業の加工冷凍輸入野菜などの食品検査体制を強化すること。
- (5) 学校給食の異物混入防ぐよう、安全管理の徹底を行うこと。
- (6) 安全性や食育の観点からデリバリー方式はとらないことや、学校給食における民間委託やセンター方式でなく、自校方式で行うよう助言と支援を行うこと。
- (7) すべての学校で米飯給食が週3日以上行えるよう助成を行うこと。
- (8) TPP加入により、地元産食材の学校給食が困難になることも予想される。食育や地産地消に逆行するTPPから撤退することを国にもとめること。

1 2. 学校の安全対策について

(1)「安全配慮義務」を明記するなど、子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する「学校安全条例」を制定すること。

(2)安全対策のための施設改善とともに、不審者対応を含めた安全対策の専門職員配置をすすめること。

(3)安全・安心の学校とするため、各教室や特別教室などに、校内電話などを設置すること。

(4)地域のスクールガード活動への支援を強めること。

1 3. これまで進めてきた「県行革」により、県の予算に占める教育費の割合は年々低下している。こどもたちへの豊かな教育環境を整えるために教育予算を増額し、教育費の割合を高めること。

1 4. 18歳選挙権が施行されたが、生徒が自分の意見を養うために、学校現場が政治について、萎縮することなく自由に語ることができ、多様な意見にふれる場であることが肝要である。行政が「政治的中立性」の名目で、教育内容への介入や、教員や高校生が当然もっている思想信条の自由や政治的自由の権利を踏みにじることはないようにすること。

1 5. 学校教育を受けずに来日した外国人、戦後の混乱期などに生活苦のために義務教育を受けられなかった人たちのための公立夜間中学校設置のための法的整備を国に求めるとともに、県として公立・自主的問わず夜間中学校への支援を強めること。

1 6. 児童の安全で豊かな地域生活実現のために

(1)①子どもたちが地域で自由に安全にすごせ、子どもの権利条約に謳われている「休憩・余暇・遊び・レクリエーション・文化的生活・芸術への参加権」を保障するため、以下の措置を講じること。

②土曜休日の学習時間を平日に上乘せする学習課程にしないこと。また、行事の精選等も含め、児童・生徒の基礎学力の保障を中心に学校内で十分議論すること。

③土曜休日のクラブ活動は自粛すること。

(2) スポーツ・文化・学習のための公的社会教育施設を整備・拡充すること。

(3) 社会教育活動の指導員の養成や課外活動の指導員の確保、専門職員の配置などを図ること。

(4) 国は「一体型放課後こども教室」は、学童保育の待機児童解消を名目に進めているが、それぞれの役割を十分果たせるよう「一体型」はやめること。小学生が放課後に安心して生活・活動できる場を確保するために、「放課後こども教室」事業の拡充を国に求めるとともに、県としても制度の拡充をすすめること。

(5) 障害児が地域でいきいき生活できるよう専門の指導員を大幅に増やし、送迎・介助の体制をとること。

17. 体験学習について

(1) 体験教育推進事業は、全県で実施してきた事業であり、神戸市の単独事業でなく、今後も県としての責任を果たすこと。

(2) 「自然学校」の日数・内容などは各学校の自主性にまかせること。

(3) 「トライやる・ウィーク」については、事前・事後における子ども、教師、保護者など関係者の論議を保障し、子どもの自主性・集団づくりに役立つものにする事。

(4) 自衛隊は、憲法違反の集団的自衛権行使容認、安保関連法制にもとづき、米軍と一緒に海外で武力行使をおこなうことができる。トライやる・ウィークの実施先としてはふさわしくない。自衛隊でのトライやる・ウィークは実施しないこと。

18. 「わくわくオーケストラ」については全県一律ではなく、遠方の市町の負担にならないよう場所の配慮など柔軟に検討すること。また、交通費用については県が全額負担すること。

19. 「子どもの権利条約」を教育の土台として貫くために

(1) 子どもの権利や自由な意見表明を阻害する校則（ブラック校則）や「ゼロトレランス（寛容ゼロ）」、体罰や「指導死」を学校からなくし、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」など子どもの権利を最大限保

障すること。

(2)「子どもの権利条約」の内容を児童・生徒・学校関係者に周知徹底するために、副読本と指導書をつくり、学ぶ機会を保障すること。

(3)教職員集団が日常的に「子どもの権利条約」にもとづく自己点検や討論ができる場を保障すること。また、教育研修のなかに、「子どもの権利条約」についての学習をとり入れること。

20. 憲法と子どもの権利条約を柱とした「人権教育」の実施にむけて

(1)人権文化創造活動支援事業のうち、いわゆる「解放学級」を従来どおり実施しているものについて、中止すること。

(2)「同和教育」に固執する現行の「人権教育基本方針」を撤回し、「基本的人権」と「人間の尊厳」を基本に据えた人権教育に改めること。

(3)LGBTQなど性的マイノリティについて、人権教育の柱に位置づけ、教職員の研修を行うとともに、生徒への啓発を行うこと。

21. 道徳の教科化は、成績や評価の対象となり、内心の自由を損なう危険性があるので、国に撤回を求めること。

22. 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは、学校教育現場で絶対に行わないこと。

23. 県教育委員会について

(1)知事が任命権をもつ新教育長制度となり、行政の教育への介入が懸念されるが、教育は「子どもの学習権」の充足が第一義であり、その個性に応じて行われるべきものである。教育行政の独立性、自由と自主性を堅持するようつとめること。

(2)教育委員が現場に出向き、直接子どもや保護者、学校現場から不満や要求を聞き、行政からの提案をチェックすること。

(3)教育委員の待遇改善、事務局の体制確保と研修、多様な民意が反映されるような人選等、住民自治としての役割を果たすための環境を整備する。

(4)教育委員会や事務局で、子どもの権利条約を深める研修を行うこと。

24.「主幹教諭」は、上からの「指示・命令」の学校教育に変質させるものであり、廃止すること。また、副校長・指導教諭の設置を行わないこと。

25. 職場環境と教職員の労働条件を改善するために

(1)教職員の長時間労働の改善について

①労働時間を「繁忙期」は一日10時間とし、「閑散期」と合わせて1年間トータルで一日8時間以内にする変形労働時間制は、1日8時間労働の原則を壊すものであること、長時間労働を固定化・助長することになるため適用しないこと。

②県教委は、教職員の業務量の適切な管理に関する措置を定める規則の制定や、県立学校業務支援員、市町立学校のスクールサポートスタッフ、部活動指導員などを配置し業務改善に取り組み始めているが、教員の多忙化を抜本的に解消するためには、教職員の増員が不可欠である。教職員定数改善で教職員を増員し少人数学級(20人学級)を進めるよう国に求めること。県教委としても、少人数学級を拡大し、教職員定数増をはかること。

③臨時教職員、非常勤講師など非正規の処遇を改善し、早期に正規雇用に切り替えること。

(2)法定内臨時的任用をなくし、すべて正規教諭とすること。

(3)退職教員の再任用にあたっては定数の枠外とすること。

(4)教員同士を分断する成果主義賃金につながる教員評価制度を廃止し、学校業務の民間委託はしないこと。

(5)非常勤講師の現在の一講義単価方式を改め、月給制・社会保険への加入など、労働条件の改善を図ること。

(6)クラス減となっても実習教員や事務職員の人数は減らさないこと。

(7)旅費を大幅に確保すること。特に、特別支援学校の修学旅行に関して、安全に実施できるよう、引率教員確保の予算を別枠で措置すること。

26. 公立図書館の充実のために

(1) 県立図書館の蔵書・利用者数は、近隣府県と比べて大変遅れた実態であり、取り組みを抜本的に強化すること。

(2) 県下の図書館空白地域への支援をはかること。

27. 県民スポーツの振興のために

(1) 「県推進計画」に基づき、県民が気軽に低料金で利用できる県立スポーツ施設の整備をすすめること。

(2) 高齢者や障害者に配慮し、障害者専用あるいは優先的に使えるスポーツ施設を増設すること。

(3) スポーツから暴力やしごき、事故をなくすためにも、科学的なスポーツ指導者の養成をおこなうこと。

28. 表現の自由の保障、行政の不介入を原則とする「文化・芸術振興基本条例」を制定し、文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。

29. 県指定文化財について、県の補助金を増額すること。市町で文化的な活動に積極的に活用する計画・事業へ、財政的な支援をすること。

30. 県や神戸市等が景観形成重要建造物等に指定している建物を、耐震化などを理由に取り壊し、建替えが相次いでいる。歴史的にも貴重な建築物であり、街の景観や歴史・文化のまちづくりのためにも保存が求められる。県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。

31. 武庫川溪谷にある旧福知山線廃線敷き跡を、遊歩道としてJR西日本と西宮市によって整備されたが、宝塚市側も含めて、鉄道文化遺産として県民が活用できるように、JR西日本に働きかけるとともに、県として支援すること。

《 警 察 》

1. 暴力団対策について

(1) 山口組の内部抗争による発砲事件が相次いでいる。県警が厳戒態勢を敷いても、なお事件が起こっており、組織暴力団や銃器の携行に有効な手立てを打つべき警察当局の責任も厳しく問われる。徹底的に取り締まり、住民に被害が及ばないように、捜査を行なうこと。

(2) 暴力団排除条例の運用については、県民に対し、相互監視、プライバシーの権利の侵害につながらないようにすること。条例の一部改正により、暴力団員による青少年の健全育成を阻害する行為の禁止が加えられたが、罰則強化などでさらに実効あるものにすること。

2. 警察署、交番の配置等について

(1) 2021年3月に行われた佐用警察署、養父警察署、豊岡北警察署の近隣署への統合・センター化は、治安維持に対する地元住民への大きな不安をひろげ、根強い反対の声がある。地元住民の要望をふまえ、再編統合をやめ、警察署に戻すことも含めた検討をおこなうこと。尼崎中央警察署と西警察署が統合され南警察署になったことに伴い旧西警察署が移行した西分庁舎は、引き続き存続・維持させること。

(2) 警察署等再編整備計画では、都市部を中心に「業務負担の低い交番・駐在所の再編整備」が検討されているが、地元の要望をつかみ、一方的に再編整備をおこなわないこと。市民生活の安全を守る地域警察官の比率を高め、要望の強い地域での交番や駐在所の設置をすすめること。

3. 風営法にもとづく飲食店への過度な取り締まり、新型コロナウイルス感染防止対策に対する過度なチェック・指導は、行わないこと。法律の運用は、国会付帯決議(1984年)に基づき、表現の自由、営業の自由など憲法で保障された基本的人権を侵害しないよう慎重におこなうこと。

4. 現行の「刑事訴訟法の《再審規定》」について、①再審開始決定に対する検察の《不服申し立て》の禁止を制度化する、②再審における検察手持ちの証拠のすべての開示を制度化する、③再審の審理方法の公正な手続きを制度化する、の3点に留意した改正を国に求めること。

5. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。

6. 大麻所持により県警巡査が逮捕されたことは、大変遺憾である。大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化すること。

7. 特殊詐欺防止について

(1) ヤミ金・振り込め詐欺・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。とくに新型コロナウイルス感染症対策に便乗した悪徳商法や詐欺が横行しているもとで、対策を強化すること。

(2) 特殊詐欺の被害防止のために2500台貸し出されている「事前警告機能付き通話録音装置」の貸出台数をふやし、1年の利用期間を延長すること。

8. 安倍政権が強行したテロ等組織犯罪処罰法(共謀罪法)は、国民の人権を侵す法律であり廃止するように国にもとめること。憲法を蹂躪するような恣意的運用はおこなわないこと。

9. 憲法で保障された「言論の自由」を侵害するような、選挙活動への介入やビラ配布・署名活動に対する干渉・妨害行為は、やめること。

10. 警察の改革について

(1) 警察学校での未成年飲酒・喫煙や、コロナ禍において外出自粛などが要請され

ているなかで、集団での飲食を伴う会合や路上での飲み会など警察職員自らが、県民の信頼を大きく失墜させる行動が行われている。県警職員の綱紀粛正を強くうながすこと。

(2) 県民に開かれ、身近に相談できる警察、現場重視の人事配置、市民相談室の改善、女性警察官をふやすこと。

(3) 警備警察から市民生活の安全を守る警察行政にするため、地域警察官の比率を高めるとともに、キャリアシステムを改革し、警察勤務に誇りが持てるよう試験制度なども改革を行うこと。

(4) 兵庫県警の民主的な運営と政治的中立性を確保することを目的として設けられている公安委員会を、委員の住民推薦・公選制などを導入し県警から独立させ、独自の事務局をもうけ、警察行政にかかわる諸問題、予算配分などについて必要な調査・検討をおこなえるようにすること。

(5) 警察官の労働基本権を保障するため、労働条件の実態とその改善策を明らかにすること。給与削減や労働条件の改悪をしないこと。

(6) 警察に許認可権がある「風営法」に関わるパチンコ業界、信号機設置企業など関係の深い業界、「交通安全協会」等への天下りをやめること。

(7) 「裏金」の原資とも指摘されている刑事警察費の捜査報償費は、使い方を検証し、削減すること。

1 1. 交通事故・交通公害から県民、子どもの生命と健康を守るために

(1) 千葉県八街市での児童5人の死傷事故など、通学路などでの重大な自動車交通事故が相次いでいる。改めて、通学路、園児等の移動経路などでの総点検をおこなうとともに、生活道路の安全確保のため、自動車優先から歩行者優先の道路交通政策に切り替えるために以下の施策をすすめる。

①通学路に加え、園児等の移動経路など、危険箇所について、信号機・道路標識・ガードレールなど安全施設の設置、危険箇所回避のための通行路の見直し、子どもの見守り活動や交通安全指導などの安全対策を緊急に講ずること。

②学校や保育園、公園の半径500m以内の道路は、「ゾーン30」区域の指定をすすめること。「生活道路対策エリア」区域の拡充をおこなうこと。

(2) 信号機設置箇所の増設、音響式信号機、エスコートゾーン、消えかかっている横断歩道の白線や道路標示など、交通安全対策のための予算を抜本的に拡充すること。

(3) 「持続可能な交通安全施設等の整備の在り方に関する懇話会」などで、交通安全施設の整備の在り方が検討され、2019年に撤去の検討対象となった信号機166機のうち、すでに49機が撤去されている。残り111機(2021年10月6日現在)が引き続き撤去対象として検討されているが、撤去対象となっている信号機については、地元住民の意向もよく聞き、慎重に検討し、撤去ありきでなく、維持・改修も含めた対応をおこなうこと。

(4) 2021年度の信号機の新設予定は10機となっているが、少なすぎる。住民要望を踏まえ、必要カ所に適切な信号機設置をおこなうこと。

(5) 視覚障害者の横断歩行などを支援する高度化PICSは、神戸市、尼崎市、姫路市で計20機(2021年8月)が設置されているが、要望のある地域などに、ひろく設置すること。

(6) 神戸市の西神戸有料道路の無料化に伴う大型車両の通行増加、兵庫区での事故増は、住民の安全を脅かしている。山麓バイパスを無料化して、交通量を分散させるなど、神戸市とも協力しさらなる対策を行うこと。

(7) 自転車の交通マナー向上のため、取り締まりだけでなく、啓発等を徹底すること。

(8) 過積載に対する取り締まりを強化すること。その際、運転者だけではなく雇用している企業及び元請等に対する厳しい指導、監督を行うこと。

(9) 国道43号線、阪神高速神戸線の公害については、大型ディーゼル車の通行量の削減など、積極的に取り組むこと。

12. 道路交通法にもとづく、民間委託業者も含めた駐車違反取締りにについて

(1) 中小・零細業者、医療・介護の車など、やむをえない事情がある場合は、十分に配慮を行うこと。

(2) 駐車許可標章の周知・徹底をはかること。障害者の申請・発行については、近くの派出所などでも取り扱えるようにすること。

(3) パーキングメーターの料金については、商店街などの要望に応え、柔軟な料金

設定を検討すること。

1 3. 青少年犯罪の取り締まりと補導について

(1) 青少年の取り締まりや補導にあたっては、「子どもの権利条約」の精神を十分に踏まえ、「少年警察活動規則」の厳格な実施ができるよう警察官の教育を徹底すること。

(2) 「少年法」の適用にあたって、安易な厳罰主義を慎み、教育的立場を貫くこと。

(3) 少年サポートセンターが未配置の地域にも計画的に配置し、補導活動を強めること。

1 4. 女性や子どもへの犯罪について、ストーカー規制法、改正 DV 防止法、児童虐待防止法の的確な適用、被害者の相談には、自治体担当者や性暴力被害センターと密接に連携し、問題解決まで対応すること。

1 5. 産業廃棄物、建設残土、家電製品、廃自動車、廃タイヤ、有害物資などの不法投棄等については、一層パトロールを強化し、「法」に基づき「指導と取り締まり」を徹底すること。

1 6. 認知症での行方不明者の捜索や未然に防ぐ対策を強化すること。そのための研修も行うこと。

1 7. 高齢者が自ら運転しなくても生活できる支援として、免許証「自主返納」者へのバス、電車など公共交通機関やタクシーの運賃割引が受けられるようにすることを各行政機関に働きかけること。

1 8. 運転免許更新センターでの、感染防止対策を徹底すること。運転免許更新などの手続きについては、感染の不安があるもとの、丁寧に相談に乗り、対応すること。

以上